区長報告第十一

号

専決処分について

港 X 議 会 \mathcal{O} 議 決 に 付 す ベ き 契 約 及 び 財 産 \mathcal{O} 取 得 又 は 処 分 に 関 す る 条 例 昭 和 三 +九 年 港 区 条

同条第二項の規定に基づき報告する。

例

第

八

号

第

 \equiv

条

第

項

 \mathcal{O}

規

定

に

基

づ

き

平

成

+

七

年

+

月

+

三

日

次

 \mathcal{O}

لح

お

り

処

分

L

た

 \mathcal{O}

で

平成二十七年十一月二十六日

区長 武 井 雅 昭

港

記

額 平 成 億 +千 七 年 九 三 百 三 月 + + 九 七 万 日 議 千 決 円 を 得 を た 工 事 請 億 兀 負 千 契 約 八 + $\overline{}$ 万 夕 六 凪 千 橋 五. 架 百 替 工 + 事 円 _ 道 に 路 変 整 更 備 す る \mathcal{O} 契 約 金

議 号

港 区 個 人 番 号 \mathcal{O} 利 用 並 び に 特 定 個 人 情 報 \mathcal{O} 保 護 及 び 提 供 に 関 す る 条 例 \mathcal{O} __ 部

を

改

正 す る 条 例 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 条 例

右 \mathcal{O} 議 案 を 提 出 す る

平 成 + 七 年 + 月 _ + 六 日

出 者 港 区 長 武 井 雅 昭

提

正 す る 条 例 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 条 例 港

区

個

人

番

号

 \mathcal{O}

利

用

並

び

に

特

定

個

人

情

報

 \mathcal{O}

保

護

及

び

提

供

に

関

す

る

条 例

 \mathcal{O}

部

を

改

を

正

す

る 条 例

港 区 個 人 番 号 \mathcal{O} 利 用 並 び に 特 定 個 人 情 報 \mathcal{O} 保 護 及 び 提 供 に 関 す る 条 例 \mathcal{O} 部 改

平 成 + 七 年 港 区 条 例 第 三 + 六 号 $\overline{}$ \mathcal{O} _ 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る

付 則 \mathcal{O} 次 に 別 表 لح L て 三 表 を 加 え る 改 正 規 定 を 次 \mathcal{O} ょ う 12 改 め る。

付 則 \mathcal{O} 次 に 別 表 لح L 7 次 \mathcal{O} 三 表 を 加 え る

別 表 第 第 + 条 \mathcal{O} 関

係

実

施

機

関

務

事

	ı					,			
+	九	八	七	六	五.	匹	Ξ		_
区	区	区	区	区	区	区	区	区	区
長	長	長	長	長	長	長	長	長	長
の港	す健	係高	定生	に生	事在	規給障	担(律障	害港	も用介
支区	る康	る齢	め活	よ活	業宅	則付害	額昭第害	者区	の者護
給 児	健 増	給 者	る保	るに	にの	で及者	を和百者	福 心	負 保
に童	康 進	付の	も護	保 困	関 重	定びの	軽二二の	祉 身	担険
関育	増法	金 医	の法	護 窮	す症	め地日	減十十日	手 障	額 法
す成	進(の療	に	にす	る心	る域常	す二三常	当害	をへ
る手	に平	支の	よ	準る	事身	も生生	る年号生	の者	助平
事当	係成	給確	る	ず外	務障	の活活	事法一活	支福	成成
務条	る十	に保関に	保業	る国	で害なる	支及	業律に及に第よび	給祉	し九
で例あく	事四業年	対関	護 等	措 人置に	あ者っ及	援 び 事 社	関百る社	に手 関当	又 法
ののの	果 牛 に 法	りまるす	るに	巨に対に対	てび	業会	対力自会	お条	は律
て和	関律	事る	加	関す	区重	た 生	る十立生	うる例	軽第
区四	す第	務法	え	する	規 症	サ活	事四支活	事(減百
規十	る百	で律	て	る生	則心	1を	務号援を	務昭	す二
則六	事 三	あへ	実	事 活	で身	ビ総	で一給総	で和	る十
で年	務号	っ昭	施	務保	定 障	ス合	あに付合	あ四	事三
定 港	で	て和	す	で護	め害	を的	つよ及的	っ十	業号
め区	あに	区五	る	あ法	る児	付に	てるびに	て八	(Z)
る条	つよ	規十	援	つ (III	もに	加支	区障地支	区年	関に
も例の第	てるロロ	則七で年	護	て昭	の対 す	す援	規害城援	規港	すよ
の 第 三	区健規康	定法	に 関	区和 規二	9 る	るす 事る	則児生すで通活る	則区で条	る る 事 保
+	則増	が律	大	則十	通	業た	定所支た	定例	務険
- 号	で進	る第	る	で五	所	にめ	め給援め	め第	で給
Ů	定事	も八	事	定年	の	関の	る付事の	る十	あ付
12	め業	の十	務	め法	方	す法	も費業法	も五	っに
ょ	るに	号	で	る律	法	る律	の等並律	の 号	て係
る	も加		あ	も第	に	事に	にびへ)	区る
児	のえ	<i>(</i>)	2	の百	よ	務よ	係に平	に	規サ
童	て	被	て :	四	<i>y</i>	でる	る児成	よ	則一
育出	区	保险	区	+	行	あ自	利童十	ると	でビ
成 手	が 実	険 者	規 則	四早	う 去	っ立 て支	用福七者祉年	心 身	定 ス め の
子 当	施	有 に	則 で	号)	支 援	区援	有 祉 平 負 法 法	障	る利
=	ルビ	()			1/2	□ 1次	A 14 14	中	ا ب _{دا} ل ه.
-									

別

		表	ı	1	1	1	ı	1	ı
-		第	十会七	十六	十五	十四四	十三	+ =	+ -
区 長	実施機関	二(第	教育	区 長	区 長	区長	区 長	区 長	区 長
てる担に介区事額係護		十一条の二	委員 学校料	る港	事認可	免認に対象	成港に図	号港	け港に区
規則で定めるサービスのるサービスのる事	事	関係)	る事務であっ教育法(昭和	務であって区立住宅条例(であって区規保育所に準ず	対する補助に保育所に準ず	関する事務で子ども医療費	による医療費ひとり親家庭	関する事務で女性福祉資金
も務は利保ので軽用険あ減者給っす負付	務		て区規則で定は二十二年法律祭	規則で定めるユ平成六年港区を	則で定めるものると区長が認っ	関する事務ですると区長が認ら	あって区規則で助成条例(平4	の助成に関する等の医療費の時	あって区規則で貸付条例(昭和
する情報(以下「生活保護関係情報」という。)護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関関係情報」という。)、生活保護法による保基礎となる事項に関する情報(以下「地方税規定により算定した税額若しくはその算定の地方税に関する法律に基づく条例の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)	特定個人情報		めるもの第二十六号)による就学に必要な経費の援助に	もの条例第二十一号)による区立住宅の管理に関す	ののおいて保育を実施する事業に関するめる施設において保育を実施する事業に関する	あって区規則で定めるものめる施設に入所している児童に係る保育料の減	で定めるもので定めるもの場でによる医療費の助成四年港区条例第四十三号)による医療費の助	る事務であって区規則で定めるもの助成に関する条例(平成元年港区条例第三十六	で定めるもので定めるもの第十八号)による資金の貸付和五十年港区条例第十八号)による資金の貸付

_

区長

って区規則で定めるもの当の支給に関する事務であ例による心身障害者福祉手港区心身障害者福祉手当条

難 〜 第 と る る 社 係 う 福 精 律 帳 年 護 留 地 病以百い情自会情知祉神(`法関邦方 の下三う報立生報的法障昭精律係人税 患「十°~支活」障べ害和神第情等関 者老三一以援をと害昭者二保二報支係 に人号、下給総い者和保十健百、援情 対福ご老「付合うに三健五及八身給報 す祉に人障及的。関十福年び十体付、 る法よ福害びにです五祉法精三障等生 医関る祉者地支、る年手律神号害関活 療係施法総域援障情法帳第障)者係保 等情設へ合生す害報律若百害に福情護 に報入昭支活る者へ第し二者よ祉報関 関一所和援支たの以三く十福る法、係 すとに三法援め日下十は三祉身へ外情 るい関十関事の常っ七知号に体昭国報 法うす八係業法生障号的ご関障和人 律。る年情に律活害)障にす害二生中 ○情法報関に及者に害よる者十活国 平、報律」すよび関い者る法手四保残

て介若に活に窮支の十自住中 区護しよ保準す援支号立帰国 規保くる護ずる給給ごの国残 則険は保関る外付にに支し留 で給保険係措国等関よ援た邦 定付険給情置人関するに中人 め等料付報にに係る支関国等 る関のの一関対情情援す残の も係徴支とすす報報給る留円 の情収給いるる」へ付法邦滑 報に、う情生と以若律人な 一関地。報活い下しへ等帰 とす域ご、保う「く平及国 いる支又以護。中は成びの う情援は下法
国配六特促 。報事介「に、残偶年定進) (業護外よ生留者法配並 で以の保国る活邦支律偶び あ下実険人保に人援第者に つっ施法生護困等金三の永

	Т		
五	四	E	
区	区	区	
長	長	長	
 所 重 在	で関サ付め生障	で関者児び付め生障	
の症宅	定す一及の活害	定す負通に及の活害	
方心の	めるビび法を者	める担所児び法を者	
法身重に障症	る事ス地律総のも務を域に合日	る事額給童地律総の	
に厚症よ害心	ので付生よ的常	も務を付福域に合日ので軽費祉生よ的常	
り児身	あ加活るに生	あ減等法活るに生	
行に障	つす支自支活	つすにに支自支活	
う対害 支す者	てる援立援及区事事支すび	てる係よ援立援及 区事るる事支すび	
援る及	規業業援る社	規業利障業援る社	
事通び	則にに給た会	則に用害並給た会	
-# เ\n lib	☆ 寸 陸	#U VV 전 ## KU Uk	フ 間 V フ 扣 叫 炊 1. の 宀
護 留 地関 邦 方	で 又 障 定 は 害	報給援護留地 分法関邦方	る関当又報則等との成しも係のは、第のい支二
係人税	め介者	とに関係人税	の情支港以九助う給十
情等関	る護関	い関係情等関	報給区下十成。に六
報 支 係 、援 情	も保係の険情	うす情報支係 。る報、援情	」に児「四に)関年と関童東号関、す法
障給報	給報)情又障給報	いす育京です東る律
害付 `	付 `	で報は害付、	うる成都にる京情第
者等生	等障	あ、児者等生	。情手指よ規都報五
関関活係保保	関 害 係 者	つ 以 童 関 関 活 て 下 福 係 係 保	一、報当定る則難(十
情情護	情総	区一祉情情護	あ以例病療平患下
報報関	報合	規児法報報関	っ下に関費成者「に
、、係 障 外 情	で 支 あ 援	則童に、、係で福よ障外情	て 「よ係助十等難よ 区児る情成二に病る
害国報	の法	定祉る害国報	規・選・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
者人、	て関	め法措者人、	則育童」関東る係定
総生中	区係	る関置総生中	で成育とす京医情医
合活国 支保残	規 情 則 報	も係及合活国の情び支保残	定手成いる都療報療め当手う情規費」費
>~ VN />	X1 TX		0
			\smile
	ı		l

7	1
_	_
I١	X.

長

のであって区規則で定めるもに準ずる措置に関する事務する生活保護法による保護生活に困窮する外国人に対

規則で定めるもの業に関する事務であって区

あ難援害に号報く律地「第昭しは百等当手十生よ福情給者「二国 つ病給者関ン、は第方特一和く障三の関当六活る祉報にの国号民 て関付総すに児養百税別項六は害十支係の年保資法」関医民ご健 区係等合るよ童育四関児の十国児四給情支法護金へとす療健に康 規情関支情る手医十係童福年民福号に報給律関の昭いるの康よ保 則報係援報児当療一情扶祉法年祉ご関」に第係貸和う情確保る険 で又情法、童法に号報養手律金手にすと関二情付三。報保険給法 定は報関介手へ要ご、手当第法当よるいす百報け十一へに関付へ め東、係護当昭すに母当の三等若る法うる三、又九、以関係の昭 る京外情保若和るよ子等支十のし特律。情十児は年母下す情支和 も都国報険し四費る保関給四一く別()報八童給法子」る報給三 の指人、給く十用養健係に号部は児昭、一号扶付律及後法」に十 定生中付は六の育法情関ごを特童和特以ご養金第び期律と関三 難活国等特年支医、報す附改別扶三別下に手に百父高にいす年 病保残関例法給療昭」る則正障養十児「よ当関二子齢ようる法 関護留係給律にの和と情第す害手九童児る法す十並者る。情律 係関邦情付第関給四い報九る者当年扶童児へる九び医給ご報第 情係人報の七す付十う二十法手若法養扶童昭情号に療付、二百 報情等、支十る若年。以七律当し律手養扶和報)寡関の高以九 で報支障給三情し法ン下条へ若く第当手養三、に婦係支齢下十

て援 区法 規関 則係 で情 定報 め又 るは も児 の童 福 祉 法 関 係 情 報 で あ

0

						1
十 三	+ =	+ -	+	九	八	七
		_	区	区	区	区
区 長	区 長	区 長	長	長	長	長
X		, and the second				
認	めるに港	も務る費港	めるに港	定する港	あ付る高	める加生
可加	る事よ区	ので医の区	る事よ区	める児区	つ金法齢	る事え活
保 育	も務る子ので医ど	あ 療 助 ひ っ 費 成 と	も務る女ので資性	る事童児も務育童	ての律者区支のの	も 務 て 保 の で 実 護
所	あ療も	てのにり	あ金福	ので成育	規給被医	あ施法
に 準	っ 費 医 て の 療	区 助 関 親 規 成 す 家	っの祉 て貸資	あ手成 つ当手	則に保療	っすに
ずず	区助費	別にる庭	区付金	ての当	で関険の定す者確	てるよ 区援る
る	規成助	で関条等	規け貸	区支条	めるに保	規 護 保
と 区	則に成で関条	定す例の めるに医	則 に 付 で 関 条	規 給 例 則 に に	る 事 係 に も 務 る 関	則 に 護 で 関 等
長	定す例	る事よ療	定す例	が関よ	ので給す	定すに
-						
地士	定又生	係児援護留地	保留地	則情合地	め後	つ等生
方 税	めは活る国保	情童法関邦方報扶関係人税	護邦方関人税	で報支方 定又援税	る 期 も 高	て 関 活 区 係 保
関	も民護	で養係情等関	係 等 関	めは法関	の齢	規情護
係 情	の健関 康係	あ手情報支係 つ当報、援情	情 支 係 報 援 情	る国関係も民係情	者 医	則 報 関 で 又 係
報	保情	て等、障給報	がお報	の健情報	療	定は情
	険 報	区関児害付 `	あ付 `	康報 `	関	め外報
生活	関 、 係 外	規係童者等生則情扶関関活	つ等生て関活	保 `障 険 特 害	係 情	る国 ` も人中
保	情国	で報養係係保	区係保	関別者	報	の生国
護	報人	定又手情情護	規情護	係児関	で	活残
関 係	で生あ活	めは当報報関る国関、、係	則報関で又係	情 童 係 報 扶 情	あっ	保 留 護 邦
情	つ保	も民係障外情	定は情	で養報	7	関人
報、	て護	の健情害国報	め外報	あ手、	区	係等
中	区 関規 係	康 報 者 人 ` 保 `総 生 中	る国 ` も人中	つ当障 て等害	規 則	情 支 報 援
国	則情	険 特 合 活 国	の生国	区関者	で	で給
残	で報	関別支保残	活残	規 係 総	定	あ付

+ +	十六	十 五	十 四	
<u>区</u> 長	区 長	区 長	区 長	
のであって区規則で定めるもる児童福祉法に関する事務法別表第一の八の項に定め	ののであって区規則で定めるもる児童福祉法に関する事務法別表第一の七の項に定め	港区立住宅条例による区立	移であって区規則で定めるを実施する事業に関する事が認める施設において保育が認める施設において保育	のであって区規則で定めるもであって区規則で定める事務が認める施設に入所していが認める施設に入所してい
育て支援法関係情報であって区規則で定める護関係情報、障害者関係情報又は子ども・子留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残	めるものは国民健康保険関係情報であって区規則で定は国民健康保険関係情報であって区規則で定地方税関係情報、外国人生活保護関係情報又	区規則で定めるもの関係情報であって関係情報又は児童育成手当関係情報であって護関係情報、障害者関係情報、児童扶養手当留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保留が大税関係情報、生活保護関係情報、中国残	ものは保育所等入所情報であって区規則で定めるて支援法関係情報、児童扶養手当関係情報又で支援法関係情報、児童扶養手当関係情報又護関係情報、障害者関係情報、子ども・子育留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保留が規係情報、生活保護関係情報、中国残	留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保留が人等支援給付等関係情報、外国人生活保留が大き支援給付等関係情報、外国人生活保留が大き支援給付等関係情報、外国人生活保

				·	
二 十 三	= + =	_ + -	<u>-</u> +	十 九	十八八
区 長	区 長	区 長	区 長	区 長	区 長
める公営住宅法(昭和二十法別表第一の十九の項に定	法別表第一の十六の項に定めるもの	もの 務であって区規則で定める める生活保護法に関する事 法別表第一の十五の項に定	定めるものする事務であって区規則でめる身体障害者福祉法に関法別表第一の十二の項に定	法別表第一の十の項に定め	のであって区規則で定めるもる児童福祉法に関する事務法別表第一の九の項に定め
留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残	報であって区規則で定めるもの生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情	関係情報であって区規則で定めるもの外国人生活保護関係情報又は東京都指定難病	支援法関係情報であって区規則で定めるもの護関係情報、障害者関係情報又は障害者総合留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残	害者関係情報であって区規則で定めるもの等関係情報、外国人生活保護関係情報又は障生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付	区規則で定めるもの関係情報であって関係情報、障害者関係情報、児童扶養手当護関係情報、障害者関係情報、外国人生活保留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残もの

二	二	二	二	二	二	
十	十	十	十	十	十	
九	八	七	六	五	四	
区	区	区	区	区	区	
長	長	長	長	長	長	
寡婦福祉法に関する事務で定める母子及び父子並びに法別表第一の四十三の項に	事務であって区規則で定め定める老人福祉法に関する法別表第一の四十一の項に	定めるものする事務であって区規則で定める児童扶養手当法に関法別表第一の三十七の項に	あって区規則で定めるもの二十三号)に関する事務で(昭和三十六年法律第二百項に定める災害対策基本法法別表第一の三十六の二の	で定めるもの関する事務であって区規則定める知的障害者福祉法に法別表第一の三十四の項に	めるものる事務であって区規則で定める国民健康保険法に関す法別表第一の三十の項に定	で定めるもの関する事務であって区規則六年法律第百九十三号)に
護関係情報又は児童扶養手当関係情報であっ留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残	区規則で定めるもの関係情報又は国民健康保険関係情報であって関係情報、外国人生活保護関係情報、障害者地方税関係情報、中国残留邦人等支援給付等	るもの国民健康保険関係情報であって区規則で定め	めるもの 東京都指定難病関係情報であって区規則で定	あって区規則で定めるもの護関係情報又は障害者総合支援法関係情報で留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残	って区規則で定めるもの護関係情報又は介護保険給付等関係情報であ留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残	の成手当関係情報であって区規則で定めるもう成手当関係情報、児童扶養手当関係情報又は児童

三十	三	<u> </u>				
	+	三十	三十	三 十	三 十	
五	四	=			ı	
					区	
区 長	区 長	区 長	区 長	区 長	長	
X	X	X	又	及		
17 安 汝	フョウン	フまタン	サフの字 計	なるの字 汁	* 宮 少 汁	
に定法関め別	る事定法も務め別	る事定法も務め別	めるの定法る事支め別	めるの定法る事支め別	あ寡定法っ婦め別	あっ
する表	のでる表	のでる表	も務給る表	も務給る表	て福る表	て
る高第	あ児第	あ母第	のでに特第	のでに特第	区祉母第	区
法龄一	つ童一	つ子一	あ関別一	あ関別一	規法子一	規
律者のにの五	て手の 区当五	て 保 の区 健 四	つす児のてる童四	っす児の てる童四	則に及ので関び四	則 で
関医十	規法十	規法十	区法扶十	区法扶十	定す父十	定
す療力	則に六	則に九	規律養七	規律養六	める子五	め
るのの	で関の	で関の	則に手の	則に手の	る事並の	る
事確項	定す項	定す項	で関当項	で関当項	も務び項	£
務保に	めるに	めるに	定す等に	定す等に	のでにに	0)
者 等 生	る国	て護留地	め又障	め後障	て護留地	て
関関活	も民	区関邦方	るは害	る 期 害	区関邦方	区
係係保	の健	規係人税	も老者	も高者	規係人税	規
情 情 護 報 報 関	康 保	則情等関で報支係	の人関福係	の 齢 関 者 係	則情等関で報支係	則 で
又 、係	険	定又援情	社情	医情	定又援情	定
は外情	関	めは給報	法 報	療 報	めは給報	め
介国報	係	る国付、	関、	関、	る児付、	る
護人、	情	も民等生	係 障	係国	も童等生	\mathcal{F}
保生中除活用	報	の健関活	情害	情民	の扶関活	0
険活国 給保残	であ	康 係 保 保 情 護	報者で総	報 健 で 康	養 係 保 手 情 護	
付護留	<i>め</i>	険報関	あ合	あ保	当報関	
等関邦	て	関、係	っ支	っ険	関、係	
関係人	区	係外情	て援	て関	係外情	
係情等	規	情国報	区法	区係	情国報	
情報支	則	報人、	規関	規情	報人、	
報、援で障給	で 定	で生中あ活国	則係で情	則 報 で 又	で生中あ活国	
あ害付	め	つ保残	定報	定は	つ保残	

四	=	三	Ξ.	11	
+	+	+	+	+	
ı					
	九	八	七	六	
区					
長	区	区	区	区	
	長	長	長	長	
	* *			* *	
法	あ百す症め法	る事定法	のでにび帰滑定法	区号律宅項法	ので
別	っ十るのる別	も務め別	あ関特国なめ別	規)(のに別	あ
表	て四法患感表	のでる表	っす定し帰る表	則に平供定表	つ
第	区号律者染第	あ介第	てる配た国中第	で関成給め第	て
_	規一一に症一	っ護一	区法偶中の国一	定す五のる一	区
\mathcal{O}	則に平対のの	て保の	規律者国促残の	める年促特の	規
八	で関成す予七	区険六	則にの残進留六	る事法進定六	則
			で関自留並邦十	も務律に優十	
十	定す十る防十	規法十			で
兀	める年医及の	則に八	定す立邦び人三	ので第関良一	定
\mathcal{O}	る事法療び項	で関の	めるの人に等の	あ五す賃の	め
項	も務律に感に	定す項	る事支等永の項	っ十る貸二	る
に	ので第関染定	めるに	も務援及住円に	て二法住の	ŧ
地	報健等生	も高護留地	め東	区関護留地	つ
方	で康関活	の齢関邦方	る京	規 係 関 邦 方	て
税	あ保係保	者係人税	も都	則情係人税	区
関	つ険情護	医情等関	の指	で報情等関	規
係	て関報関	療報支係	定	定又報支係	則
情	区係 、係	関 `援情	難	めは、援情	で
報	規情外情	係国給報	病	る児障給報	定
`	則報 国報	情民付 `	関	も 童 害 付 `	め
外	で又人、	報健等生	係	の育者等生	る
国	定は生中	で康関活	情	成関関活	£
_					の
人	め後活国	あ保係保	報	手係係保	<i>V)</i>
生	る期保残	つ険情護	で	当情情護	
活	も高護留	て関報関	あ	関報報関	
保	の齢関邦	区係 `係	つ	係 、、係	
護	者係人	規情外情	て	情児外情	
関	医情等	則報国報	区	報童国報	
係	療報支	で又人、	規	で扶人、	
情	関、援	定は生中		あ養生中	
			則		
報、	係国給	め後活国	で	つ手活国	
`	情民付	る期保残	定	て当保残	

二十日	四 十 二	四 十 一	
区長	区 長	区 長	
関東京都条例(平成二十七 に関する条例の利用並びに基づ の事務のの利用がでは が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、	と	規則で定めるもの法に関する事務であって区定める子ども・子育て支援法別表第一の九十四の項に	もの 務であって区規則で定める するための法律に関する事 で社会生活を総合的に支援
地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残	て区規則で定めるもの関係情報又は後期高齢者医療関係情報であっ関係情報、障害者関係情報、国民健康保険留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残	ものは保育所等入所情報であって区規則で定めるは保育所等入所情報であって区規則で定めるで支援法関係情報、児童扶養手当関係情報又語関係情報、障害者関係情報、外国人生活保留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保	係情報であって区規則で定めるもの国民健康保険関係情報又は後期高齢者医療関障害者関係情報、介護保険給付等関係情報、

四	匹	四	四	
+	+	+	+	
七	六	五.	四	
区	区	区	区	
長	長	長	長	
区の特定都	つの特定都	区の特定都	規項特定都	める第事京
規項例め条則に条る例	て二例め条	規項例め条	則に例め条	る事二務都
で定例事別	区の条る例 規項例事別	則に条る例で定例事別	で定条る例定め例事別	も務条処条 のでの理例
定め第務表	則に第務表	定め第務表	める第務表	あ表特第
める二の第	で定二の第	める二の第	る事二の第	つ七例百
る事条う一も務のちの	定め条う一 めるのちの	る事条う一 も務のちの	も務条う一 のでのちの	て 十 条 六 区 の 例 号
ので表事五	る事表事四	ので表事三	あ表事二	規項」。
あ六務の	も務六務の	あ二務の	っ七務の	則にと以
っ十処項て四理に	ので十処項 あ一理に	っ十処項 て八理に	て十処項 区の理に	で定い下
	<i>a)</i> 座(C	て八座に	区の理に	
				$\overline{}$
っ地	も高護留地	あ合地	も高護留地	
て方	の齢関邦方	っ支方	の齢関邦方	
区 税 規 関	者 係 人 税 医 情 等 関	て 援 税 区 法 関	者係人税 医情等関	
則係	療報支係	規関係	療報支係	
で情	関、援情	則係情	関、援情	
定報	係国給報	で情報	係国給報	
め又るは	情 民 付 ` 報 健 等 生	定報 、 め又障	情 民 付 ` 報 健 等 生	
も児	で康関活	るは害	で康関活	
の童	あ保係保	も老者	あ保係保	
福祉	っ 険 情 護 て 関 報 関	の 人 関 福 係	っ 険 情 護 て 関 報 関	
法	区係、係	社情	区係 、係	
関	規情外情	法 報	規情外情	
係	則報国報	関、	則報国報	
情 報	で又人 ` 定は生中	係 障 情 害	で 又 人 ` 定 は 生 中	
で	め後活国	報者	め後活国	
あ	る期保残	で総	る期保残	

別表第三(第十五条の二関係)

行 政 手 続 に お け る 特 定 0) 個 人を 識 別 す る た め 0) 番 号 0) 利 用 等 に 関 す る法 律(平 成 二 十 五. 年 法

(説 明) とれの目がらが行する

この条例は、公布の日から施行する。

付

則

八	t	六	
区 長	区 長	教育委員会	
って区規則で定めるもの支援法に関する事務であに定める子ども・子育て法別表第一の九十四の項	規則で定めるもの に対する事務であって区 に永住帰国した中国残留 に永住帰国した中国残留 に対は帰国の促進並び の円滑な帰国の促進並び	規則で定めるものに関する事務であって区に定める学校保健安全法法別表第一の二十七の項	定めるものる事務であって区規則で定める生活保護法に関す
教育委員会	教育委員会	区長	
則で定めるもの幼稚園入園情報であって区規	学校保健安全法関係情報であ	のであって区規則で定めるも精報であって区規則で定めるも係情報、外国人生活保護関係地方税関係情報、生活保護関	って区規則で定めるもの

平案を提出いたしt 年第二十七号)に t 基づき、 区に お ける個 人番号を利用することが できる事務等を追加するため、

本 ます。

律

議案第九十八号

港 区 特 別 区 税 条 例 等 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 条 例

右の議案を提出する。

平成二十七年十一月二十六日

提出者 港区長 武 井 雅 昭

港 区 特 別 区 税 条 例 等 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 条 例

(港区特別区税条例の一部改正)

第

条 港 区 特 別 区 税 条 例 $\overline{}$ 昭 和 \equiv + 九 年 港 X 条 例 第 五. + 五. 号 \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る

第五条の次に次の五条を加える。

徴 収 猶 予 に 係 る 区 \mathcal{O} 徴 収 金 \mathcal{O} 分 割 納 付 又 は 分 割 納 入 \mathcal{O} 方 法

第 五. 条 \mathcal{O} 地 方 税 法 昭 和 + 五. 年 法 律 第 百 _ + 六 뭉 以 下 法 _ と 11 う \smile 第 + 五.

条

第 三 項 及 び 第 五. 項 に 規 定 す る 条 例 で 定 \otimes る 方 法 は 区 長 が 指 定 す る 月 に 分 割 L 7 納 付 し

又は納入させる方法とする。

2 に ょ 区 る 長 徴 は 収 \mathcal{O} 法 猶 第 予 + 五. 以 条 下 第 \subseteq 三 \mathcal{O} 項 節 又 に は お 第 1 五. て 項 \mathcal{O} 規 徴 収 定 \mathcal{O} に 猶 ょ り、 子 と 同 1 条 う。 第 項 若 又 は L < 同 条 は 第 第 兀 項 項 \mathcal{O} \mathcal{O} 規 規 定 定

割 と に 納 1 ょ う 付 る 又 徴 は 収 当 12 \mathcal{O} 該 係 猶 予 分 る 割 区 を 納 \mathcal{O} L 入 徴 た \mathcal{O} 収 期 間 各 金 納 を \mathcal{O} 付 分 延 期 割 長 限 L $\overline{}$ て 次 又 は 納 項 各 付 及 納 L び 入 第 期 又 几 限 は 項 及 12 納 び 入 お 各 さ 1 7 納 せ 付 る _ 期 場 徴 限 合 収 又 に \mathcal{O} は お 猶 各 11 予 納 て 期 入 間 は 期 \mathcal{O} 限 当 延 該 長

分

 \mathcal{O}

納

付

金

額

又

は

納

入

金

額

を

定

 \otimes

る

ŧ

 \mathcal{O}

لح

す

る

3 と \mathcal{O} ま 納 き で 区 付 は に 長 納 は 金 額 付 前 又 項 徴 L は \mathcal{O} 収 納 規 又 \mathcal{O} 入 定 は 猶 金 12 納 予 額 ょ 入 又 を り す は 変 徴 定 る 更 $\sum_{}$ \Diamond 収 す た لح \mathcal{O} る 分 が 猶 ک 割 で 予 لح 納 き 期 が 付 な 間 で 又 \mathcal{O} 11 き $\sum_{}$ 延 は る 分 لح 長 割 に を 受 納 0 け 入 き \mathcal{O} B た 者 各 む を 納 が 付 得 そ 期 な \mathcal{O} 限 11 納 又 理 付 は 由 期 各 が 限 納 あ 又 は 入 る 期 لح 納 限 認 入 8 期 لح る 限

4 け 金 納 納 た 額 付 付 区 者 又 又 期 長 に は は 限 は 通 納 分 又 入 割 は 知 第 L 金 納 各 な 額 入 納 項 け そ \mathcal{O} 入 \mathcal{O} n 各 期 規 \mathcal{O} ば 納 限 他 定 <u>_</u>" な 必 付 に 要 5 期 と ょ な な 限 \mathcal{O} ŋ 11 事 又 納 分 項 は 付 割 を 各 金 納 当 納 額 付 該 入 又 又 徴 期 は は 納 分 収 限 \mathcal{O} 及 入 割 金 猶 び 納 子 各 額 入 又 納 を \mathcal{O} は 定 各 付 当 納 期 \emptyset た 該 限 付 徴 又 لح 期 収 は き 限 \mathcal{O} 各 は 又 猶 納 は 予 入 そ 各 期 期 \mathcal{O} 納 旨 間 限 入 期 \mathcal{O} لح 当 延 限 長 \mathcal{O} 該 及 を 納 分 び

受

 \mathcal{O}

割

各

付

5 更 限 納 を 及 付 区 受 び 金 長 け 各 額 は た 納 又 者 付 は 第 三 に 期 納 通 限 入 項 金 知 又 \mathcal{O} L は 額 規 な 各 を 定 け 納 変 に 更 n 入 ょ ば 期 L り な 限 た 分 5 لح 割 لح き な 納 11 \mathcal{O} は 付 納 又 は 付 そ 金 分 \mathcal{O} 額 旨 割 又 納 そ は 入 納 \mathcal{O} \mathcal{O} 入 変 各 金 更 納 額 後 付 そ \mathcal{O} 期 \mathcal{O} 各 限 他 納 又 必 付 は 要 期 各 な 限 納 事 又 入 項 は 期 を 各 限 当 納 該 入 と 変 期

(徴収猶予の申請手続等)

第 五 条 \mathcal{O} 三 法 第 + 五. 条 \mathcal{O} 第 項 に 規 定 す る 条 例 で 定 8 る 事 項 は 次 に 掲 げ る 事 項 لح す る。

法 第 + 五 条 第 項 各 号 \mathcal{O} 11 ず れ か に 該 当 す る 事 実 が あ る ک لح 及 び そ \mathcal{O} 該 当 す る 事 実 に

基 づ き 区 \mathcal{O} 徴 収 金 を 時 に 納 付 L 又 は 納 入 す る ک لح が で き な 1 事 情 \mathcal{O} 詳

三 前 号 \mathcal{O} 金 額 \mathcal{O} う 5 当 該 猶 予 を 受 け ょ う と す る 金 額

_

納

付

L

又

は

納

入

す

ベ

き

区

 \mathcal{O}

徴

収

金

 \mathcal{O}

年

度

種

類

納

期

限

及

び

金

額

細

四 当該猶予を受けようとする期間

五 分 割 納 付 又 は 分 割 納 入 \mathcal{O} 方 法 に ょ り 納 付 又 は 納 入 を 行 う カゝ تخ う か 分 割 納 付 又 は 分 割

納 入 \mathcal{O} 方 法 に ょ ŋ 納 付 又 は 納 入 を 行 う 場 合 に あ 0 て は 分 割 納 付 又 は 分 割 納 入 \mathcal{O} 各 納 付

期 限 又 は 各 納 入 期 限 及 び 各 納 付 期 限 又 は 各 納 入 期 限 と \mathcal{O} 納 付 金 額 又 は 納 入 金 額 を 含 む

提 供 L ょ う と す る 法 第 + 六 条 第 項 各 号 に 掲 げ る 担 保 \mathcal{O} 種 類 数 量 価 額 及 U 所 在 そ

六

猶

子

を

受

け

ょ

う

لح

す

る

金

額

が

百

万

円

を

超

え

カン

0

猶

子

期

間

が

三

月

を

超

え

る

場

合

に

は

担 保 が 保 証 人 \mathcal{O} 保 証 で あ る لح き は 保 証 人 \mathcal{O} 氏 名 及 び 住 所 又 は 居 所 そ \mathcal{O} 他 担 保 に 関

L 参 考 لح な る べ き 事 項 担 保 を 提 供 す る $\sum_{}$ لح が で き な 11 特 別 \mathcal{O} 事 情 が あ る لح き は そ \mathcal{O}

事情)

 \mathcal{O}

2

法 第 + 五. 条 \mathcal{O} _ 第 項 に 規 定 す る 条 例 で 定 \Diamond る 書 類 は 次 に 撂 げ る 書 類 と す る

法 第 + 五 条 第 項 各 号 \mathcal{O} 11 ず れ カコ に 該 当 す る 事 実 を 証 す る に 足 ŋ る 書 類

<u>-</u> 財 産 目 録 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 資 産 及 び 負 債 \mathcal{O} 状 況 を 明 5 か 12 す る 書 類

三 猶 予 を 受 け ょ う لح す る 日 前 年 間 \mathcal{O} 収 入 及 び 支 出 \mathcal{O} 実 績 並 び に 同 日 以 後 \mathcal{O} 収 入 及

出 \mathcal{O} 見 込 4 を 明 5 か に す る 書 類

兀 猶 予 を 受 け ょ う لح す る 金 額 が 百 万 円 を 超 え カン 0 猶 予 期 間 が 三 月 を 超 え る 場 合

に

は

び

支

地 方 税 法 施 行 令 $\overline{}$ 昭 和 <u>-</u> + 五. 年 政 令 第 百 兀 十 五 号 0 以 下 令 __ لح 1 う 第 六 条 0) +

 \mathcal{O} 規 定 に ょ ŋ 提 出 す ベ き 書 類 そ \mathcal{O} 他 担 保 \mathcal{O} 提 供 に 関 L 必 要 لح な る 書 類

3

法

第

+

五.

条

 \mathcal{O}

第

項

に

規

定

す

る

条

例

で

定

8

る

事

項

は

次

に

撂

げ

る

事

項

と

す

る

区 \mathcal{O} 徴 収 金 を _ 時 に 納 付 L 又 は 納 入 す る ک لح が で き な 1 事 情 \mathcal{O} 詳 細

第 項 第 号 カコ 5 第 六 号 ま で に 掲 げ る 事 項

4 法 第 + 五. 条 \mathcal{O} 第 項 及 び 第 三 項 に 規 定 す る 条 例 で 定 \otimes る 書 類 は

第

項

第

号

カュ

5

第

兀 뭉 ま で に 撂 げ る 書 類 と す る

5 法 第 + 五. 条 \mathcal{O} 第 三 項 に 規 定 す る 条 例 で 定 8 る 事 項 は 次 に 撂 げ る 事 項 لح す る

猶 予 期 間 \mathcal{O} 延 長 を 受 け ょ う لح す る 区 \mathcal{O} 徴 収 金 \mathcal{O} 年 度 種 類 納 期 限 及 び 金 額

_ 猶 予 期 間 内 に そ \mathcal{O} 猶 予 を 受 け た 金 額 を 納 付 L 又 は 納 入 す る ۲ لح が で き な 1 Þ む を 得

な 1 理 由

三 猶 予 期 間 \mathcal{O} 延 長 を 受 け ょ う と す る 期 間

兀 第 項 第 五. 号 及 び 第 六 号 に 掲 げ る 事 項

6 法 第 十 五. 条 \mathcal{O} 第 兀 項 に 規 定 す る 条 例 で 定 \Diamond る 書 類 は 第 項 第 兀 号 に 掲 げ る 書 類 لح す

る。

7 法 第 + 五. 条 \mathcal{O} 第 八 項 に 規 定 す る 条 例 で 定 \Diamond る 期 間 は + 日 لح す る

(職権による換価の猶予の手続等)

第 五. 条 \mathcal{O} 兀 法 第 + 五. 条 \mathcal{O} 五. 第 項 に お 11 て 読 4 替 え て 準 用 す る 法 第 + 五. 条 第 三 項 及 び 第

五.

項 に 規 定 す る 条 例 で 定 \otimes る 方 法 は 各 月 X 長 が B む を 得 な 1 事 情 が あ る لح 認 \Diamond る لح き は

区 長 が 指 定 す る 月 $\overline{}$ に 分 割 L 7 納 付 L 又 は 納 入 さ せ る 方 法 لح す る

2 準 用 第 す 五. 条 る 法 \mathcal{O} <u>-</u> 第 十 第 <u>-</u> 五 条 項 第 か 三 5 項 第 又 五. 項 は ま 第 五. で 項 \mathcal{O} \mathcal{O} 規 規 定 定 は ` に ょ 法 り 第 + 五 分 割 条 \mathcal{O} L て 五. 納 第 付 項 L に 又 お は 1 納 て 入 読 さ 4 せ 替

る

場

え

7

3 法 第 + 五. 条 \mathcal{O} 五 \mathcal{O} _ 第 -- 項 及 び 第 <u>-</u> 項 に 規 定 す る 条 例 で 定 \otimes る 書 類 は 次 に 掲 げ る 書 類

とする。

合

に

0

1

て

準

用

す

る

- 前 条 第 項 第 뭉 か 5 第 兀 뭉 ま で に 掲 げ る 書 類
- _ 分 割 納 付 又 は 分 割 納 入 さ せ る た \Diamond に 必 要 لح な る 書 類

申 請 に ょ る 換 価 \mathcal{O} 猶 予 \mathcal{O} 申 請 手 続 等

- 第 五 条 \mathcal{O} Ŧī. 法 第 + 五. 条 \mathcal{O} 六 第 項 に 規 定 す る 条 例 で 定 8 る 期 間 は 六 月 と す る
- 2 法 第 + 五. 条 \mathcal{O} 六 第 三 項 に お 1 て 準 用 す る 法 第 + 五 条 第 \equiv 項 及 び 第 五. 項 に 規 定 す る 条 例 で

定 8 る 方 法 は 各 月 $\overline{}$ 区 長 が B む を 得 な 1 事 情 が あ る لح 認 8 る لح き は 区 長 が 指 定 す る 月)

に 分 割 L 7 納 付 L 又 は 納 入 さ せ る 方 法 لح す る

3 第 五. 条 \mathcal{O} 第 項 か 5 第 五. 項 ま で \mathcal{O} 規 定 は 法 第 + 五 条 \mathcal{O} 六 第 三 項 に お 1 7 準 用 す る 法

第 + 五 条 第 \equiv 項 又 は 第 五. 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ ŋ 分 割 L て 納 付 L 又 は 納 入 さ せ る 場 合 に 0 11 7

準 用 す る

4 法 第 + 五. 条 \mathcal{O} 六 \mathcal{O} 第 _ 項 に 規 定 す る 条 例 で 定 8 る 事 項 は 次 に 掲 げ る 事 項 لح す

る

区 \mathcal{O} 徴 収 金 を 時 に 納 付 L 又 は 納 入 す る ک لح に ょ ŋ 事 業 \mathcal{O} 継 続 又 は 生 活 \mathcal{O} 維 持 が 木

難 と な る 事 情 \mathcal{O} 詳 細

_ 第 五 条 \mathcal{O} 三 第 項 第 <u>-</u> 号 カコ 5 第 兀 号 ま で 及 び 第 六 号 に 撂 げ る 事 項

 \equiv 分 割 納 付 又 は 分 割 納 入 \mathcal{O} 各 納 付 期 限 又 は 各 納 入 期 限 及 び 各 納 付 期 限 又 は 各 納 入 期 限

لح \mathcal{O} 納 付 金 額 又 は 納 入 金 額

5

法

第

+

五.

条

 \mathcal{O}

六

 \mathcal{O}

第

_

項

及

 \mathcal{U}

第

項

に

規

定

す

る

条

例

で

定

8

る

書

類

は

第

五.

条

 \mathcal{O}

三

第

項 第 号 カュ 5 第 兀 号 ま で に 掲 げ る 書 類 لح す る

6 法 第 + 五. 条 \mathcal{O} 六 \mathcal{O} 第 項 に 規 定 す る 条 例 で 定 8

る

事

項

は

次

に

掲

げ

る

事

項

لح

す

る

第 五 条 \mathcal{O} 三 第 項 第 六 뭉 に 掲 げ る 事 項

項

 \equiv 第 兀 項 第 三 号 に 撂 げ る 事

第

五

条

 \mathcal{O}

三

第

五.

項

第

号

カン

5

第

三

号

ま

で

に

掲

げ

る

事

項

二十日とする。

7

(担保を徴する必要がない場合)

第 五 条 \mathcal{O} 六 法 第 + 六 条 第 項 た だ L 書 に 規 定 す る 条 例 で 定 \Diamond る 場 合 は 猶 予 に 係 る 金 額 が

百 万 円 以 下 で あ る 場 合 猶 予 期 間 が 三 月 以 内 で あ る 場 合 又 は 担 保 を 徴 す る لح が で き な 11

特別の事情がある場合とする。

第 六 条 中 地 方 税 法 昭 和 + 五. 年 法 律 第 百 + 六 号

以

下

法

と

1

う

0

を

法

に、「行なう」を「行う」に改める。

第 た + だ 六 条 L 第 同 法 項 中 第 六 \neg + ま 条 た \mathcal{O} は か を 5 又 第 六 は + 条 に 改 \mathcal{O} 兀 \Diamond ま で 同 項 \mathcal{O} 規 に 定 次 \mathcal{O} \mathcal{O} 例 た に だ ょ L 5 書 な を 11 加 ŧ え \mathcal{O} る لح

第 + 条 中 地 方 税 法 施 行 令 $\overline{}$ 昭 和 + 五 年 政 令 第 百 兀 + 五 号 0 以 下 \neg 令 _ لح 11 う 0

す

る

を「令」に改める。

第 <u>-</u> + \equiv 条 \mathcal{O} 三 第 兀 項 中 第 百 三 条 \bigcirc 五. 第 兀 項 _ を 第 百 三 条 \bigcirc 五. 第 五. 項 _ に 改 \Diamond る

第 三 + 五 条 第 項 中 __ に を 11 ず れ か に _ に 改 \Diamond 同 項 第 号 中 ま た は を 又 は

所 に 改 又 は \Diamond 事 務 同 条 所 若 第 L < 項 は 中 事 業 納 所 期 限 \mathcal{O} 所 前 在 七 地 日 _ 氏 を 名 及 納 び 期 個 限 _ 人 番 に 号 改 \otimes 行 政 手 ま 続 で に に _ お け \mathcal{O} る 下 特 に 定 \mathcal{O} 住 個 所 人 を 居

識 別 す る た 8 \mathcal{O} 番 号 \mathcal{O} 利 用 等 に 関 す る 法 律 平 成 + 五. 年 法 律 第 _ + 七 号 第 条 第 五. 項 に

規 定 す る 個 人 番 号 を 1 う 第 兀 + 五. 条 第 兀 + 五. 条 \mathcal{O} _ 及 び 第 六 + 三 条 に お 1 て 同 ľ を

記 載 L た <u></u> を 加 え る

者 号 る 事 に 第 に を 特 務 改 納 第 兀 あ 11 定 所 \Diamond 期 兀 う 若 + 0 \mathcal{O} 限 十 五 7 個 Ŧī. L 同 < 条 は 以 人 項 に 条 \mathcal{O} 下 を 第 改 第 は ۲ 識 事 \otimes 住 号 第 項 所 \mathcal{O} 別 業 又 号 す 中 中 所 項 及 規 は る \mathcal{O} \neg 中 事 \mathcal{U} た 所 氏 則 --- 務 第 8 在 名 で に __ 六 納 所 地 及 定 \mathcal{O} び 期 若 + 番 \otimes を \equiv 限 L 号 氏 住 る < 条 名 所 11 前 \mathcal{O} 申 ず 七 に 利 又 は 請 $\overline{}$ 日 事 お 用 は 法 書 れ 業 1 等 名 人 に カュ 称 に に を 所 て に _ 同 及 \mathcal{O} 関 あ を 納 所 ľ す び 0 削 に る て 改 期 在 個 V) 限 法 は \Diamond 地 人 及 番 律 び 個 第 号 名 申 同 改 氏 又 称 告 条 人 \otimes 名 番 条 は 及 書 第 又 号 第 法 び \sqsubseteq 同 は 又 十 所 項 人 を 中 項 名 は 五. 番 在 法 号 第 称 項 地 規 人 に 則 納 _ _ 号 番 規 行 で 期 中 号 に 定 政 を 定 限 改 を す 手 8 前 及 \Diamond 有 る 続 住 る 七 び L 法 に 所 申 日 る _ 住 な お 又 人 請 番 書 を 所 11 け は

を 項 住 所 及 び <u>-</u> 個 限 人 番 号 $\overline{}$ 個 人 番 納 号 を 限 有 L _ な 改 11 者 に あ 0 _ 7 に は 氏 名 及 び 住 所 _ に 改 8 同

条

第

三

中

納

期

前

七

日

_

を

 \neg

期

に

8

る

住 氏 名 所 第 又 又 六 + は は 事 三 名 務 称 条 所 及 第 若 び L 個 項 < 第 人 番 _ は 事 号 号 業 又 中 所 は \neg \mathcal{O} 法 及 所 人 \mathcal{U} 氏 在 番 号 名 地 及 又 $\overline{}$ び 個 は 氏 名 人 名 番 称 _ 又 号 は 又 を 名 は \neg 称 法 又 は 人 _ 番 事 뭉 に 務 改 を 所 \Diamond 若 有 る L L な < 11 は 事 者 業 に あ 所 \mathcal{O} 0 7 所 は 在 地

年 付 を 則 第 平 \equiv 成 条 三 \mathcal{O} 十 五. \mathcal{O} 年 第 に 改 項 8 中 る 平 成 三 十 九 年 度 _ を 平 成 兀 + 年 度 _ に 平 成 +

九

付 則 第 五 条 \mathcal{O} 前 12 見 出 L لح L 7 区 民 税 \mathcal{O} 寄 附 金 控 除 額 12 係 る 申 告 \mathcal{O} 特 例 等 を 付 L

同条を次のように改める。

第

書 う べ 寸 項 項 寄 五 第 体 第 第 き 附 条 三 以 者 に 金 _ 下 対 を 号 十 + 額 法 支 三 す に 七 \mathcal{O} と 附 \mathcal{O} る 出 撂 뭉 条 控 則 11 条 寄 す げ に \mathcal{O} 除 う 第 に る を 七 附 る 規 規 お 金 際 寄 定 定 受 条 を 附 す 12 け 第 11 は 受 7 法 ょ 八 金 る ょ 領 附 確 り う 当 項 申 す 当 لح に 則 以 定 分 下 申 す 告 る 第 該 \mathcal{O} 規 特 地 七 告 申 る 間 定 方 書 告 場 す 例 条 \mathcal{O} 第 項 書 合 第 る 涌 寸 \mathcal{O} 知 体 八 及 提 が に 申 書 \mathcal{O} 項 び 提 は + 告 出 長 特 か 次 出 条 を لح に 条 含 さ 5 第 \mathcal{O} 例 <u>-</u> 11 対 第 に む n 対 う た + L + お 第 象 0 $\overline{}$ _ ŧ 寄 項 11 __ 同 ま 7 \mathcal{O} 条 項 に 附 を 条 で 代 と 第 者 及 \neg 送 第 に 地 え 4 兀 び て 付 八 規 方 な 項 第 次 す 項 定 寸 さ \mathcal{O} 項 る に す 体 法 れ 規 項 に ک 規 る に 第 る 定 \mathcal{O} お 三 لح に 定 と 対 所 規 1 ک す を す 百 得 ょ 定 て 求 る ろ る 十 税 る に 寄 8 申 に 兀 法 申 ょ 申 る 告 ょ 附 条 第 告 告 0 ک 書 特 ŋ 金 \mathcal{O} て 特 _ لح 例 七 条 \mathcal{O} 控 例 が 通 と 第 第 提 除 地 対 で 方 出 象 知 11 す

لح ま 規 ま で 定 で 1 前 に す う 項 \mathcal{O} \mathcal{O} る 間 当 申 に 規 該 法 定 告 を 申 附 に 特 行 則 ょ 告 例 0 特 第 た る 忟 例 象 七 申 申 \mathcal{O} 年 条 告 告 求 第 特 特 + 8 次 例 例 を 項 項 対 通 行 に 第 象 知 寄 0 お --- 書 た 号 附 11 \mathcal{O} 地 て に 者 送 方 掲 付 は げ 寸 申 \mathcal{O} 当 体 告 る 求 \mathcal{O} 特 事 該 \Diamond 長 例 項 申 に に 告 以 忟 対 象 変 特 下 年 更 例 L が \mathcal{O} \mathcal{O} لح あ 施 求 条 行 11 0 \emptyset に 規 う た を お 則 لح 行 1 で き 0 7 定 \mathcal{O} は た _ 8 꽢 申 日 る 年 同 カ 告 لح 条 特 \mathcal{O} 6 ک 第 賦 例 ろ 月 九 課 \mathcal{O} に + 項 求 期 ょ に 8 日 日

2

き

る

n 当 該 変 更 が あ 0 た 事 項 そ \mathcal{O} 他 施 行 規 則 で 定 8 る 事 項 を 届 け 出 な け n ば な 5 な 1

3 所 所 法 在 附 申 同 則 告 地 特 \mathcal{O} 条 第 第 区 七 例 市 + 条 \mathcal{O} 町 第 求 + 村 項 8 長 項 を \mathcal{O} 12 規 \mathcal{O} 受 対 規 け 定 L に 定 た ょ に 地 施 ŋ ょ 方 行 住 ŋ 寸 規 所 申 体 則 請 \mathcal{O} \mathcal{O} で 変 書 長 定 更 に は 8 \mathcal{O} 記 載 申 る 届 لح 出 さ 告 が れ 特 ろ た あ 例 当 12 0 対 ょ た 該 象 لح ŋ 申 年 き 告 \mathcal{O} 申 は 特 꽢 告 例 年 特 当 \mathcal{O} \mathcal{O} 例 該 求 --- 変 通 \otimes 月 三 知 更 を 書 十 後 行 を \mathcal{O} 0 送 住 た 日 付 所 者 ま L \mathcal{O} で な \mathcal{O} に 住

4 を お 受 1 申 け て 告 た 特 区 同 例 市 項 \mathcal{O} 町 求 前 段 村 8 長 \mathcal{O} を 規 行 は 定 0 当 \mathcal{O} た 者 該 適 申 用 が 告 を 受 特 法 例 け 附 \mathcal{O} る 則 求 لح 第 き 七 \Diamond を は 条 行 第 0 前 十 三 た 項 者 \mathcal{O} 項 に 規 各 号 対 定 に \mathcal{O} L ょ 1 ず そ る \mathcal{O} 申 れ 告 旨 カュ \mathcal{O} 特 に 通 例 該 当 知 通 そ 知 す る \mathcal{O} 書 場 他 \mathcal{O} \mathcal{O} 送 合 必 付 に

け

n

ば

な

5

な

11

要 付 則 な 第 措 五 置 条 を 講 \mathcal{O} ず 次 に る 次 ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} と 条 す を る 加 え

る

第 て 五 合 カュ 項 は 条 0 及 法 \mathcal{O} び 法 附 当 第 附 則 該 則 第 納 当 項 第 七 税 分 七 条 義 \mathcal{O} \mathcal{O} 規 条 第 務 間 定 \mathcal{O} + 者 \equiv を に 所 適 第 項 0 得 兀 割 用 \mathcal{O} 1 L 項 規 7 \mathcal{O} た に 定 前 納 場 規 に 条 税 第 義 合 定 ょ す 三 務 \mathcal{O} り 所 る な 項 者 得 と が か \mathcal{O} ک 割 規 0 前 ろ \mathcal{O} た 定 年 額 に に 中 Ł ょ カコ ょ に \mathcal{O} 5 り لح る 地 控 控 4 申 方 除 除 告 寸 な す す さ 特 体 る ベ n 例 12 ŧ き る 通 対 場 \mathcal{O} 額 知 す لح を 書 合 る す を \mathcal{O} 寄 る 第 除 送 附 < 付 金 + が を 条 支 あ に \mathcal{O} 出 0 _ お た L 第 場 11

付

則

第

六

条

を

次

 \mathcal{O}

ょ

う

に

改

8

る

(軽自動車税の税率の特例)

第 _ 三 六 表 号 第 +指 六 + 条 0 上 定 + 八 八 欄 条 年 条 法 لح 第 三 第 に 附 撂 1 月 則 三 げ う 項 項 第 三 る 十 後 \mathcal{O} 段 規 規 + 定 を \mathcal{O} 日 定 条 受 中 規 ま \bigcirc 第 同 け 定 で 適 表 た に 用 項 \mathcal{O} 場 ょ 間 \mathcal{O} に 第 る 中 合 に 0 欄 車 号 に 初 11 に 7 お 両 \Diamond 及 撂 7 び 1 番 は 第 げ 7 号 道 る \mathcal{O} 路 当 字 平 指 号 運 該 旬 成 定 送 軽 に は 車 規 自 $\overline{}$ +次 定 動 両 そ 八 項 す 法 車 る n 年 及 が \equiv ぞ 度 び 昭 平 第 成 分 輪 れ 和 三 同 \mathcal{O} 以 項 + + 表 軽 上 に 六 七 \mathcal{O} 自 \mathcal{O} 下 お 年 軽 動 年 欄 車 1 法 兀 自 て 動 に 税 律 月 掲 第 車 に げ 限 初 百 に 日 る 八 ŋ 口 か 対 字 + す 車 5 句 次 両 五 平 る لح \mathcal{O} 番 号 成 第

す

る

				第三十八条第一項第二号イ
五千円	三千八百円	一万八百円	六千九百円	三千九百円
千三百円	千円	二千七百円	千八百円	千円

2 燃 機 法 関 附 \mathcal{O} 則 第 燃 三 料 と + 条 L 第 て 用 1 項 る 第 t 号 \mathcal{O} に 及 限 び 第 る 次 号 項 に 規 に お 定 11 す る て \equiv 同 ľ 輪 以 上 に \mathcal{O} 対 軽 す 自 る 動 第 車 \equiv + ガ 八 ソ 条 IJ 第 ン を 項 内 3

税 + \mathcal{O} 規 に -- 限 定 日 ま \mathcal{O} り で 適 用 次 \mathcal{O} 間 に \mathcal{O} に 表 つ ١, \mathcal{O} 初 て 上 口 欄 は 車 ` に 両 掲 番 当 げ 号 該 る 指 軽 規 定 自 定 を 動 中 受 車 け が 同 平 表 た 場 成 \mathcal{O} _ 合 中 欄 に +七 に お 掲 年 1 げ て 几 る 月 字 平 句 成 日 カュ は +5 平 そ 八 成 年 れ ぞ 度 + れ 分 八 同 \mathcal{O} 年 表 軽 三 \mathcal{O} 自 月 下 動 三

欄

車

に

掲

げ

る

字

句

لح

す

る。

定を受けた場合において、平成二十八	自動車が平成二十七年四月一日から平	適用を受けるものを除く。)に対する	法附則第三十条第三項第一号及び第	五、		1 1	- 六・-	第三十八条第一項第二号イ 三七
年度分の軽自動車	成二十八年三月三	第三十八条第一項	二号に規定する三	千円	千八百円	万八百円	千九百円	千九百円
税に限り、次の表の上欄に掲げる	十一日までの間に初回車両番号指	の規定の適用については、当該軽	輪以上の軽自動車(前項の規定の	二千五百円	千九百円	五千四百円	三千五百円	二千円

第三 + 八 条 第 項 第 号 イ 三千 九 百 円 三 千 円

規

定

中

同

表

 \mathcal{O}

中

欄

に

撂

げ

る

字

句

は

そ

れ

ぞ

れ

同

表

 \mathcal{O}

下

欄

に

掲

げ

る

字

句

ح

す

る

三 六 五 千 千 千 万 Н 八 八 九 百 百 百 円 円 円 八 五. 千 千 千 千 八 九 百 円 百 百 百 円 Н Щ

4 7 項 項 カゝ 適 中 前 用 三 5 さ 第 前 項 三 n 項 \mathcal{O} 項 る 規 ま 場 と 定 で 合 あ \mathcal{O} \mathcal{O} を る 適 規 含 \mathcal{O} 用 定 む は が 0 に あ ょ 前 る ŋ 項 場 読 と 合 $\overline{}$ 付 4 に 替 則 お 当 え 第 け 7 該 六 る 各 第 適 条 三 号 用 第 さ + لح 項 八 れ る あ か 条 場 る 第 5 合 \mathcal{O} 第 三 を は 項 含 項 \mathcal{O} む 当 ま 規 該 で 定 各 \bigcirc \mathcal{O} 号 規 適 と 定 用 す 付 に に ょ る 則 0 第 り 11 六 読 7 条 4 は 第 替 え 同

付則第六条の二を削る。

港 区 特 別 \overline{X} 税 条 例 等 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 条 例 \mathcal{O} 部 改 正

第 条 港 区 特 別 X 税 条 例 等 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 条 例 亚 成 + 六 年 港 区 条 例 第 十 七 号 \mathcal{O} 部

を次のように改正する。

第 条 中 付 則 第 六 条 \mathcal{O} 改 正 規 定 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 \otimes る

項 ま 付 で 則 第 六 に 条 改 8 第 兀 項 同 項 中 を 同 付 条 則 第 第 六 六 項 条 と 第 L --- 項 同 か 条 5 第 第 \equiv 三 項 項 中 ま で _ 附 則 を 第 \equiv 付 + 則 条 第 第 六 \equiv 条 項 第 三 第 項 号 か _ 5 を 第 五.

附

則

第

三

+

条

第

五.

項

第

号

_

に

改

 \otimes

同

項

を

同

条

第

五

項

لح

L

同

条

第

項

中

附

則

第

 \equiv

+

条

 \otimes 車 項 第 _ 中 次 両 同 項 法 項 \neg 項 第 及 附 昭 則 を び _ 号 同 第 和 第 三 _ 条 三 + 第 項 + を 三 六 に 条 _ 項 お 年 第 附 لح 法 -- 則 11 第 L て 律 項 第 第 三 + 初 百 同 --- 号 条 項 口 八 _ + 第 \mathcal{O} 車 五. 兀 前 両 を 号 に 番 項 $\overline{}$ 次 号 附 第 \mathcal{O} 指 第 則 __ 六 第 号 定 _ _ 項 + 三 を と 条 + に 加 第 改 VI 条 う え 第 \Diamond 三 る 項 後 項 同 <u></u> 段 第 項 を \mathcal{O} を --- 規 号 同 _ _ 初 定 条 に 口 に 第 兀 車 ょ る 項 両 لح 番 車 初 \Diamond 号 両 L 指 番 7 号 道 定 同 _ 条 \mathcal{O} 路 に 指 運 第 改 定 送

号 そ 定 + 路 れ \mathcal{O} 兀 \mathcal{O} 運 法 ぞ 適 年 指 送 附 れ 用 を 定 車 則 同 に 経 両 第 表 過 以 法 \equiv 0 \mathcal{O} 1 L 下 十 ے 昭 下 7 た 条 欄 は 月 \mathcal{O} 和 第 に \mathcal{O} 条 掲 当 に + 項 属 げ 分 す お 六 に る 規 \mathcal{O} る 1 年 字 間 年 7 法 定 句 度 律 す と 次 以 初 第 る 三 す \mathcal{O} 後 口 百 る 表 \mathcal{O} 車 八 輪 \mathcal{O} 年 両 + 以 上 度 番 五 上 号 号 欄 分 \mathcal{O} $\overline{}$ に \mathcal{O} 指 軽 掲 軽 定 第 自 げ 六 自 動 車 る 動 と + 規 車 1 条 に 定 税 う 第 対 中 に す 同 係 項 る 当 表 る 後 を 受 \mathcal{O} 第 段 該 中 三 け \mathcal{O} 軽 た 欄 + 規 自 に 八 月 定 動 掲 条 カュ に 車 げ 第 5 ょ が 起 る る 初 字 項 算 車 \otimes 旬 \mathcal{O} L 7 両 て 番 道 規 は

2

を

含

む

_

と

当

該

各

号

_

لح

あ

る

 \mathcal{O}

は

当

該

各

号

付

則

第

六

条

第

項

 \mathcal{O}

規

定

に

ょ

り

読

中 前 項 前 項 \mathcal{O} 規 لح 定 あ \mathcal{O} る 適 \mathcal{O} 用 は が あ \neg 前 る 項 場 合 付 12 則 お 第 け る 六 条 第 三 第 + __ 項 八 条 \mathcal{O} 第 規 _ 定 に 項 ょ \mathcal{O} ŋ 規 読 定 4 \mathcal{O} 替 適 え 用 て に 適 0 用 1 さ 7 れ は る 場 同 項 合

4 替 え て 適 用 さ n る 場 合 を 含 む _ と す る

付則

施行期日)

同

条

第

項

 \mathcal{O}

改

正

規

定

 $\overline{}$

納

期

限

前

七

日

_

を

納

期

限

 \sqsubseteq

に

改

8

る

部

分

に

限

る

0

 $\overline{}$

同

条

例

第 期 条 限 第 前 \mathcal{O} 七 条 中 条 日 港 例 区 を は 特 納 別 次 期 区 \mathcal{O} 税 各 限 号 条 に に 例 掲 改 第 三 げ \Diamond + る る 五. 区 部 分 条 分 に 第 に 応 限 じ る 項 \mathcal{O} 改 当 正 該 規 各 同 定 号 条 に 例 定 第 同 兀 条 \otimes 十 第 る 五. 日 カュ 条 項 5 第 \mathcal{O} 施 改 行 項 正 \mathcal{O} 規 す る 改 定 正 規 \neg 納 定

 \mathcal{O} 同 第 前 条 兀 第 に 十 三 見 五 出 項 条 L \mathcal{O} \mathcal{O} を 改 第 付 正 す 規 る 定 項 改 \mathcal{O} 正 同 改 規 条 正 定 例 規 付 定 同 則 条 第 三 \mathcal{O} 納 改 条 期 正 限 \mathcal{O} 規 五 前 定 \mathcal{O} 七 日 同 第 条 __ を 項 \mathcal{O} 次 \mathcal{O} 納 に 改 期 正 限 _ 条 規 を 定 に 加 改 え 同 \otimes る る 条 改 例 部 正 付 分 規 則 に 定 第 限 並 五 る び 条

に 同 条 例 付 則 第 六 条 \mathcal{O} 改 正 規 定 第 条 \mathcal{O} 規 定 並 び に 付 則 第 三 条 第 項 第 兀 項 及 び 第

五.

項 並 び に 第 兀 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 公 布 \mathcal{O} 日

例 第 第 三 + 条 五. 中 条 港 第 区 特 項 別 及 区 \mathcal{U} 税 第 条 兀 例 + 第 五. + 六 条 第 条 第 項 項 \mathcal{O} 改 及 正 び 規 第 定 + \equiv 納 条 期 \mathcal{O} 限 \equiv 前 第 七 兀 日 項 _ \mathcal{O} を 改 正 納 規 期 定 限 同 に 条

改 号 8 \mathcal{O} る 改 部 正 分 規 を 定 除 < 並 び 12 付 並 則 び 第 12 三 同 条 条 第 例 _ 第 項 兀 及 + 五 び 第 条 三 \mathcal{O} 項 第 第 兀 項 条 第 第 __-号 項 及 並 び び 第 六 に + 第 三 六 条 条 \mathcal{O} 第 規 定 項 第

平

成

+

八

年

月

日

三 + _ 第 条 \mathcal{O} 条 改 中 正 港 規 区 定 特 並 別 び 区 に 税 同 条 例 条 例 第 付 五. 則 条 第 \mathcal{O} 六 次 条 に 五. \mathcal{O} 条 を を 削 加 え る 改 る 正 改 規 正 定 規 並 定 び に 同 次 条 条 例 及 第 六 び 付 条 則 及 第 び 五 第 条

第 徴 号 + 第 地 0 方 八 + 条 収 \mathcal{O} 年 五 税 以 第 猶 規 法 兀 条 下 五. 第 予 定 月 第 条 平 __ __ 昭 \mathcal{O} 条 職 平 項 成 \equiv \mathcal{O} 権 日 和 成 <u>-</u> _ _ 以 又 及 規 に + は + 75 定 + 後 ょ に 第 五 七 第 に る 八 申 年 年 五 ょ 換 年 請 項 法 改 る 条 価 兀 さ \mathcal{O} 律 正 \mathcal{O} 改 \mathcal{O} 月 第 法 六 れ 規 正 猶 \sqsubseteq る 定 後 予 日 に 百 لح 地 \mathcal{O} 及 _ 十 ょ 方 港 U 11 八 + う 区 申 る 税 六 年 徴 法 特 請 新 収 号 等 別 に ょ 法 \mathcal{O} \overline{X} 附 \mathcal{O} 第 猶 則 税 る 以 __ 十 予 下 第 部 条 換 に 五 __ を 例 価 条 係 改 \mathcal{O} \mathcal{O} 条 第 る 条 第 正 以 猶 __ 部 に 六 す 下 予 号 に 項 分 お る \neg に 又 に 11 法 新 関 は 限 7 撂 律 条 す る 第 げ 例 る <u>-</u> _ 平 る 経 項 + 規 成 と 渦 措 \mathcal{O} \mathcal{O} 八 定 11 規 規 年 に 十 う 置 0 定 定 新 ょ 七 $\overline{}$ に は 法 る 年 _ 改 ょ 法 第 る 亚 لح TF. 律 五 徴 後 成 11 第 条 収 う \mathcal{O} \mathcal{O}

新 条 例 第 五. 条 \mathcal{O} 兀 及 び 第 五. 条 \mathcal{O} 六 + 八 年 新 法 第 + 五 条 \mathcal{O} 五. 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 換 価 \mathcal{O} 規

定

に

ょ

る

改

正

前

 \mathcal{O}

地

方

税

法

以

下

 $\sum_{}$

 \mathcal{O}

条

に

お

11

て

+

八

年

旧

法

_

کے

1

う

第

+

五.

条

第

項

又

は

第

項

 \mathcal{O}

規

定

に

ょ

る

徴

収

 \mathcal{O}

猶

予

に

0

11

7

は

な

お

従

前

 \mathcal{O}

例

に

ょ

る

 \mathcal{O}

猶

子

に

0

11

7

適

用

L

同

日

前

に

申

請

さ

れ

た

平

成

+

七

年

改

正

法

附

則

第

条

第

六

号

に

掲

げ

る

換 猶 予 価 \mathcal{O} に 猶 係 予 る に 部 分 0 11 12 限 7 適 る 0 用 L \mathcal{O} 規 同 日 定 前 は に さ 平 れ 成 た 十 +八 八 年 年 兀 月 旧 法 ___ 第 日 + 以 五. 後 条 12 さ \mathcal{O} 五 n る 第 __ 同 項 項 \mathcal{O} \mathcal{O} 規 規 定 定 に に ょ ょ る る

3 猶 予 新 に 条 係 例 第 る 部 五. 分 条 に \mathcal{O} 限 五 る 及 0 び $\overline{}$ 第 \mathcal{O} 五. 規 条 定 \mathcal{O} は 六 平 成 十 八 年 + 八 新 年 法 兀 第 + 月 _ 五 条 日 以 \mathcal{O} 後 六 12 第 同 項 項 に \mathcal{O} 規 規 定 定 す に る ょ 納 る 期 換 限 価 が \mathcal{O}

(区民税に関する経過措置)

到

来

す

る

地

方

寸

体

 \mathcal{O}

徴

収

金

に

0

11

7

適

用

す

る

換

価

 \mathcal{O}

猶

予

に

0

1

7

は

な

お

従

前

 \mathcal{O}

例

に

ょ

る

第 三 従 度 以 前 条 \mathcal{O} 後 別 例 \mathcal{O} 段 年 に 度 ょ \mathcal{O} 分 定 る \mathcal{O} \Diamond X. が 民 あ 税 る に ŧ 0 \mathcal{O} を 11 除 7 適 き 用 新 L 条 平 例 成 \mathcal{O} 規 十 定 六 中 区 年 度 民 分 税 ま に で 関 \mathcal{O} す 区 る 民 部 税 分 に は 0 平 11 7 成 は + な 七 お 年

3 2 平 新 成 新 <u>-</u> 条 条 + 例 例 七 第 第 三 年 + + 度 六 条 五. 分 条 ま 第 第 で \equiv \mathcal{O} 項 項 X \mathcal{O} \mathcal{O} 民 規 税 規 定 定 に は 0 平 \neg 11 て 成 納 _ 期 は 限 + 八 な お 年 に 係 従 度 る 前 以 部 後 \mathcal{O} 分 例 \mathcal{O} を に 年 度 除 ょ < 分 る 0 \mathcal{O} 区 民 は 税 平 に 成 0 11 7 + 八 適 年 用 L 月

書 る に 改 0 正 11 前 7 \mathcal{O} は 港 区 な 特 お 别 従 区 前 税 条 \mathcal{O} 例 例 に $\overline{}$ ょ 以 下 る \neg 旧 条 例 لح 11 う 0 第 三 + 五 条 第 <u>-</u> 項 に 規 定 す る 申 請

日

以

後

に

提

出

す

る

同

項

に

規

定

す

る

申

請

書

に

0

1

7

適

用

L

同

日

前

に

提

出

L

た

۲

 \mathcal{O}

条

例

に

ょ

4 新 条 例 付 則 第 五. 条 \mathcal{O} 規 定 は 区 民 税 \mathcal{O} 所 得 割 \mathcal{O} 納 税 義 務 者 が 平 成 + 七 年 兀 月 日 以 後 に

支 出 す る 新 条 例 付 則 第 五 条 第 __ 項 に 規 定 す る 地 方 寸 体 12 対 す る 寄 附 金 に 0 1 て 適 用 す る す る

5 軽 自 新 動 条 車 例 税 付 12 則 関 第 す 五. る 条 経 \mathcal{O} 過 措 \bigcirc 置 規 定 は 平 成 + 八 年 度 以 後 \mathcal{O} 年 度 分 \mathcal{O} 区 民 税 に 0 11 7 適 用

第 兀 旧 び 条 条 に 第 例 第 第 兀 項 新 + 第 条 兀 + 五. ___ 例 条 뭉 第 五 条 \mathcal{O} \mathcal{O} 兀 _ 第 規 + 第 定 五. 項 は 条 並 項 第 U 及 平 に 成 項 び <u>-</u> 第 第 \mathcal{O} 兀 三 + 規 項 + 八 定 に 五 年 条 規 _ \neg \mathcal{O} 定 月 納 す 期 --- 第 る 限 H _ 申 以 項 請 後 に 及 書 に 係 び 12 提 る 第 出 部 0 三 す VI 分 項 7 る を 12 適 新 除 規 用 条 < 定 L 例 $\overline{}$ す 第 る 同 兀 及 申 + び 日 請 前 五 第 書 に 条 兀 に 提 第 + 0 出 五. 11 L 項 条 て た 並 \mathcal{O}

2 新 条 例 付 則 第 六 条 \mathcal{O} 規 定 は ` 平 成 <u>-</u> + 八 年 度 分 \mathcal{O} 軽 自 動 車 税 に 0 11 て 適 用 す る

(たばこ税に関する経過措置)

は

な

お

従

前

 \mathcal{O}

例

に

ょ

る

第 五. 0 三 た 条 級 旧 品 条 別 例 段 と 付 \mathcal{O} 11 則 定 う 第 \Diamond 六 が 条 あ 12 \mathcal{O} る 係 ŧ る に \mathcal{O} た 規 を 除 ば 定 ک す き る 税 に 喫 平 0 煙 成 11 用 7 + \mathcal{O} は 紙 八 巻 年 兀 な た お ば 月 従 _ 前 日 $\overline{}$ 以 \mathcal{O} 前 下 例 に に \sum_{i} 課 ょ \mathcal{O} L る 条 た に お 又 1 は 7 課 す 紙 べ 巻 き た で ば あ

2 新 項 条 次 例 に \mathcal{O} 第 規 各 定 号 兀 + す に る 撂 九 条 売 げ 渡 る \mathcal{O} 規 L 期 定 若 間 に 内 L カン < に は カン わ 消 地 5 費 方 ず 等 税 が 法 当 行 第 該 わ 兀 各 れ 百 뭉 る 六 に 紙 + 定 巻 五 \Diamond た 条 る ば 第 税 ___ 率 三 項 لح 級 に す 品 規 る に 定 す 係 る る た 売 ば 渡 $\overset{\succ}{\smile}$ L 税 又 \mathcal{O} は 税 同 率 条 第 は

平 成 + 八 年 兀 月 _ 日 か 5 平 成 _ + 九 年 \equiv 月 \equiv + __ 日 ま で 千 本 に 0 き 千 九 百 + 五.

三 平 平 成 成 三 ++ 年 九 兀 年 兀 月 月 _ 日 か 日 5 カュ 平 5 平 成 三 成 三十 +年 年 三 三 月三 月 三 + + 日 日 ま ま で で 千 千 本 本 に に 9 0 き き三千三 兀 千 円 百 五. + 五. 円

3 下 適 欄 用 前 に 項 に 掲 0 \mathcal{O} げ 規 1 て る 定 字 は \mathcal{O} 旬 適 12 次 用 読 \mathcal{O} が 4 表 あ 替 \mathcal{O} る え 上 場 る 欄 合 ŧ, に に 掲 \mathcal{O} お لح げ け す る る る。 規 新 定 条 中 例 第 同 表 五 \mathcal{O} + 中 条 欄 \mathcal{O} 三 に 撂 第 げ る 項 字 か 句 5 は 第 兀 そ 項 れ ま ぞ で れ \mathcal{O} 規 同 表 定 \mathcal{O} \mathcal{O}

様式 は第四十八旦	第五十条の三第三項 第三十四号の二の六様 平成二十七年	第五十条の三第二項	四地お 方第三 お 税 三 大 税 て 法 十 ん た ん ん ん ん ん ん ん ん ん ん ん ん ん ん ん ん ん
第行成四規二十則十	行 規 二 則 十	行 規 二 則 十	

ک は 者 業 小 を に 附 等 以 た る 項 ۲ に 課 下 所 売 n 則 \mathcal{O} 8 売 に 平 当 売 に 5 さ n 第 所 渡 規 成 販 5 該 り お 売 \mathcal{O} れ 五. 部 \mathcal{O} 持 L 定 者 す + 売 渡 VI 業 \mathcal{O} 十 を 条 す を る ۲ 者 者 ŋ L 7 が 改 に る 除 る 八 渡 た 所 で 卸 لح \mathcal{O} 条 正 卸 < 売 年 お 持 売 لح 製 第 す 11 売 渡 兀 L ŧ あ 以 月 た \mathcal{O} さ る 販 な 造 る 7 販 L と n 場 売 る た 項 法 売 下 若 __ ŧ 同 4 る 合 業 لح ば 律 U 業 ک L \mathcal{O} \bigcirc 日 لح 者 き 者 < 前 な ŧ に 規 \mathcal{O} 4 L \mathcal{O} は 等 は \mathcal{O} 定 平 等 条 は に て に で 製 な 区 に 成 に 消 地 又 さ 限 \mathcal{O} あ \mathcal{L} 造 ょ は 新 お 費 方 れ た る 区 る n 場 り + 小 条 11 等 税 ば る 域 場 か 製 七 売 法 6 例 て $\overline{}$ \smile $\sum_{}$ 紙 内 合 \mathcal{O} 5 造 年 販 第 同 同 第 巻 税 を に に 者 移 た 法 売 兀 じ 法 兀 た を 所 は が 出 ば 律 業 + 第 同 百 $\sum_{}$ 者 六 ば 課 第 六 兀 在 \overline{X} 卸 日 L $\sum_{}$ す に す 売 た 九 が + \mathcal{O} \mathcal{O} 条 が 百 三 る 区 る 区 販 ŧ 製 号 あ 第 行 六 五. 級 当 る + 条 \mathcal{O} 域 売 \mathcal{O} 造 わ ۲ と 場 品 区 該 内 業 者 以 項 第 れ 九 \mathcal{O} 域 紙 に 者 と 下 合 12 た _ \mathcal{O} 4 条 場 内 巻 等 な に 紙 第 項 本 所 L 規 7 巻 12 数 合 12 た 在 لح L 所 お 定 --- لح 営 ば す て 当 得 す た に L 11 項 規 お 業 ۲ る て 同 該 税 7 る ば 第 定 L ک \equiv す け 所 貯 当 項 紙 法 卸 ے 三 当 る \mathcal{O} 級 蔵 該 \mathcal{O} 巻 等 売 号 る 場 売 該 た 所 品 紙 規 た 改 れ 販 級 及 た ば 在 を 所 巻 定 ば 正 ら 売 品 び 渡 ک ک ば す 直 た に 法 \mathcal{O} 業 を 第 L 三 ۲ ょ 者 者 又 税 る 接 ば 同 $\sum_{}$ 税 \mathcal{O} 管 ŋ 級 لح が 等 무 は 小 れ 日 三 \mathcal{O} 課 売 理 5 た 品 所 に に 同 11 を ば 税 税 販 す \mathcal{O} 級 を う 得 販 規 条 11 $\sum_{}$ 率 者 品 同 税 う 定 標 売 る 売 第 潍 業 営 が 税 法 \mathcal{O} す 日 は

5 則 第 前 項 + に 条 規 第 定 兀 す 項 る に 者 規 は 定 す 同 る 項 申 に 告 規 書 定 す を 平 る 成 貯 蔵 + 場 八 所 年 又 五 は 営 月 _ 業 所 日 ま で と に に 区 長 平 に 成 提 十 出 L 七 な 年 け 改 れ 正 ば 法 な 附

千

本

に

0

き

兀

百

三

+

円

لح

す

る

6

5 な 1

る 税 前 金 項 を \mathcal{O} 規 地 方 定 税 に ょ 法 る 施 行 申 告 規 書 則 を 提 昭 出 和 L た +者 九 年 は 総 理 平 成 府 令 + 第 <u>-</u> 八 +年 三 九 号 月 三 + 以 下 日 ま で 施 に 行 規 そ 則 _ \mathcal{O} لح 申 告 1 う。 に

第 三 + 几 뭉 \mathcal{O} \mathcal{O} 五 様 式 に ょ る 納 付 書 に ょ 0 て 納 付 L な け れ ば な 5 な 1

7 第 兀 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ ŋ た ば $\sum_{}$ 税 を 課 す る 場 合 に お 1 て は 同 項 か 5 前 項 ま で に 規 定 す る ŧ

 \mathcal{O}

ほ

か

新

条

例

第

八

条

第

五

+

条

 \mathcal{O}

三

第

几

項

及

び

第

五

項

第

五

+

条

 \mathcal{O}

六

並

 \mathcal{U}

に

第

五

+

条

 \mathcal{O}

 \mathcal{O}

係

規 定 を 適 用 す る ک \mathcal{O} 場 合 に お 11 て 次 \mathcal{O} 表 \mathcal{O} 上 欄 に 掲 げ る 新 条 例 \mathcal{O} 規 定 中 同 表 \mathcal{O} 中 欄 に 掲

げ る 字 句 は そ れ ぞ れ 同 表 \mathcal{O} 下 欄 に 撂 げ る 字 句 لح す る。

第五十条の六	第五十条の三第五項	第五十条の三第四項
は第二項第五十条の三第一項又	第一項又は第二項	の二の二様式二十四号の流行規則第三十四号の
条第五項平成二十七年改正条例付則第五	特別 大明第五条第六項 大明第五十一条において「平成 条例第 号。第五十条の六 条例第 号。第五十条の六 では、 本の第二十七年港区	条第四項の規定平成二十七年改正法附則第二十

項

同 項

第 五 + ___ 条 第 項 当 項法 又 第 該 は四 各 第百 七 項十 三 条 第 条平 第成 六二 項十 七 年 改 正 条 例 付 則 第 五

ک 則 る 項 1 ょ \mathcal{O} 当 納 額 税 \mathcal{O} に 平 7 れ 第 卸 ŋ 場 該 付 を を 所 卸 5 五 売 規 成 区 合 卸 さ 課 在 売 \mathcal{O} + す \mathcal{O} 販 定 明 長 に 売 れ 新 さ 販 者 売 す た 条 + 細 に お 販 n る 売 \mathcal{O} 条 業 る 九 を 提 11 売 例 た 小 業 製 第 者 売 年 記 7 業 又 第 売 者 出 造 八 等 渡 兀 す 者 販 等 載 は 五. 又 月 当 等 + た 項 又 L L ベ 納 は 売 が ば は 若 __ た 該 に 条 課 業 \mathcal{O} き 付 ک 小 L 日 申 卸 係 さ さ 者 規 施 \mathcal{O} 販 \mathcal{O} 売 < 告 売 兀 に 定 前 行 る れ n 売 製 に 販 は に 規 書 販 た る \mathcal{O} る 売 契 売 べ べ 造 ょ 売 消 地 則 に ば 規 り 約 場 $\sum_{}$ り 業 費 方 第 は 業 き 定 き 渡 \mathcal{O} カコ 製 者 等 税 十 者 税 た に Ł L 解 六 等 除 5 造 が 法 当 ば 準 た が 額 \mathcal{O} ک 뭉 じ そ 移 た 行 第 該 が カコ 紙 あ \mathcal{O} 出 ば る わ 兀 \mathcal{O} 返 新 ら 税 7 返 巻 \mathcal{O} L 場 n 百 五. 還 条 控 額 還 た 他 た た 六 ば 合 様 例 除 に 同 を Þ \mathcal{O} に $\sum_{}$ 製 に + 式 係 第 受 ŧ 紙 L 相 条 む 三 \mathcal{O} 造 お 巻 五. に る 五. 当 \mathcal{O} け を لح ょ 紙 + 者 11 た 条 又 す 規 た 級 得 4 と ば 第 る 巻 る 定 場 品 な て 条 は L $\sum_{}$ 書 た \mathcal{O} 当 12 合 な 金 \mathcal{O} 11 L 7 三 項 類 ば \equiv 額 ょ う 理 該 に 7 当 ک 級 に 卸 に る n を 第 は ち 由 三 当 に 同 該 5 品 規 添 売 係 ___ 項 紙 \mathcal{O} を 定 付 級 項 販 る 該 当 第 ょ \mathcal{O} 巻 者 す 売 控 紙 該 兀 ŋ 同 L 品 か 規 た が 日 る な \mathcal{O} 5 業 除 巻 た 項 定 ば 所 に 売 け 品 第 者 又 た ば \mathcal{O} 区 三 に $\sum_{}$ 得 販 渡 れ 目 等 は ば 規 \mathcal{O} ۲ \equiv ょ 税 売 ば 項 に 還 税 L 定 区 三 لح ŋ 級 法 \mathcal{O} 又 な ま 還 付 に に 域 た 品 等 た は 5 \mathcal{O} で 付 に 級 相 ょ 内 ば 改 \Diamond 同 な 本 \mathcal{O} す 併 品 当 ŋ に を 同 正 所 条 数 規 せ に す た 営 11 る 0 税 法 持 第 に 定 て る ば 業 日 0 を す に き に 附 0 金 所

9

10

き

لح

課 本 当 に 所 売 れ に に 5 さ 該 売 販 0 売 ŋ お 売 \mathcal{O} れ 渡 業 者 る り 11 7 者 が 兀 渡 L と た 百 L 所 で 卸 三 た \$ 持 売 لح あ 十 ŧ さ 販 な \mathcal{O} る 円 لح 場 売 る \mathcal{O} れ と と 4 る 合 業 す 4 な \$ 12 者 き 等 L は る な \mathcal{O} は さ 7 に 区 で \subseteq 限 n \mathcal{O} あ る た る 区 る れ ば 域 5 紙 場 巻 内 合 \mathcal{O} た 税 者 を に に ば を 同 所 は が 課 在 区 卸 日 三 す 12 す 売 \mathcal{O} 級 る る 区 販 区 品 \mathcal{O} 当 域 売 内 業 \mathcal{O} 区 該 者 本 \mathcal{O} 域 紙 に 数 場 内 巻 所 等 と 合 に た 在 と に 営 ば す L L ک 業 る 7 お 三 当 け 所 貯 当 該 る \mathcal{O} 級 蔵 該 品 た た 所 場 紙 ば ば 巻 在 を 所 $\sum_{}$ た す 直 ば 税 税 る 接 管 \mathcal{O} \mathcal{O} 小 れ \equiv 税 課 売 理 5 率 税 す 販 \mathcal{O} 級 は 標 売 る 者 品 準 業 営 が 千 は 者 業 小

同 る 第 表 \mathcal{O} 五. 項 下 \mathcal{O} 欄 場 カコ に 合 5 撂 に 第 げ お 八 項 る 11 字 て ま 句 で に 次 \mathcal{O} 読 \mathcal{O} 規 4 定 表 替 は \mathcal{O} え 上 る 欄 前 項 ŧ に \mathcal{O} \mathcal{O} 掲 لح げ 規 す 定 る に る 規 ょ 定 中 n た 同 表 ば ے \mathcal{O} 中 税 欄 を に 課 す 掲 げ る る 場 字 合 句 に は 0 1 そ て 準 れ ぞ 用 れ す

第 第 六 五. 項 項 日 平 平 附 前 成 成 則 項 _ 第 + + 八 八 + 年 年 条 第 九 五. 月 兀 月 三 項 + 日 亚 平 用附 第 成 成 す則 九 _ る第 項 同二 + + 九 九 条十 年 年 第条 + 四第 五. 月 月 項十 項 日 に 日 お 11 7 潍

第七項の表以外の部分	第四項	第九項
	から前項まで	、第五項及び前項
項の表第五十条の三第四項の	附則第二十条第四項	用する同条第四項附則第二十条第十項において準
項の表第五十条の三第五項の	付則第五条第六項	する同条第六項 付則第五条第十項において準用
第七項の表第五十条の六の項	付則第五条第五項	する同条第五項付則第五条第十項において準用
第七項の表第五十一条第二項の項	付則第五条第六項	する同条第六項 付則第五条第十項において準用
第八項	第四項	第九項

第 さ 12 れ 卸 平 規 5 五. れ 売 + 定 る 成 \mathcal{O} 販 ر 三 者 す 売 ح 条 業 + \mathcal{O} る لح 第 者 製 売 年 な 造 + 等 渡 兀 る た 項 又 L 月 لح 若 ば \mathcal{O} は き 規 小 し 日 は \mathcal{O} 定 売 < 前 製 に 販 は に \subseteq 造 ょ 売 消 地 場 業 費 れ り 方 5 か 製 者 等 税 造 が が 法 \mathcal{O} 5 第 者 た 移 あ 行 兀 が 出 ば る わ 卸 $^{\searrow}$ 場 れ 百 L た 六 売 た \mathcal{O} 合 + ŧ 製 紙 販 に 造 巻 五. 売 \mathcal{O} お と 者 業 た 条 11 لح て ば 第 者 4 等 L ۲ な 三 と て $\overset{\succ}{\cup}$ 項 L 当 に L て れ 級 て 同 該 品 規 5 当 定 項 紙 を \mathcal{O} す 該 \mathcal{O} 巻 者 同 る 紙 規 た が 日 ば 売 巻 定 に 所 ک た に 得 販 渡 \equiv ば ょ 売 L 税 <u>ت</u> 又 ŋ 級 法 \mathcal{O} た 品 た は 等 級 ば を 改 \Diamond 同 $^{\sim}$ 品 同 所 条 正 第 税 日 持 法 に す を 附 れ 課 則 る 項

当 5 売 に 販 該 り お 売 \mathcal{O} 者 売 渡 1 業 り て 者 が L で 渡 た 所 卸 持 売 L ŧ あ た さ る 販 \mathcal{O} 場 売 ŧ と れ る 業 \mathcal{O} 合 4 と な £ に 者 4 L \mathcal{O} は 等 な で て に 区 さ 限 \mathcal{O} あ れ た 区 る る 0 る ば 域 場 $\sum_{}$ 紙 内 合 巻 に に 税 を た を は 同 所 ば 課 区 日 在 す す に \mathcal{O} 三 区 区 る る 0 当 域 級 \mathcal{O} \mathcal{L} 内 品 区 該 \mathcal{O} 域 紙 12 \mathcal{O} 本 場 内 巻 所 在 数 合 に た と に 営 ば す ر ا<u>:</u> 業 る お L け 所 貯 当 る \mathcal{O} 級 蔵 場 該 た 所 品 ば 在 た を 所 $\sum_{}$ ば す 直 \mathcal{L} 接 税 る 管 税 \mathcal{O} 小 れ \mathcal{O} 課 売 理 5 税 税 販 す \mathcal{O} 率 標 る 者 売 業 準 営 が は は 者 業 小 千 に 所 売

12 同 る 第 表 \mathcal{O} 五. \mathcal{O} 項 下 欄 場 か 5 に 合 撂 に 第 げ お 八 る 11 項 字 て ま 句 で に 次 \mathcal{O} 読 \mathcal{O} 規 表 定 4 替 は \mathcal{O} 上 え 欄 る 前 t に 項 掲 \mathcal{O} \mathcal{O} と げ 規 す 定 る に る 規 定 ょ 中 り た 同 表 ば \mathcal{O} 中 税 欄 を に 課 掲 す げ る る 場 字 合 句 に は 9 1 そ 7 準 れ ぞ 用 れ す

本

に

0

き

六

百

兀

十

五

円

لح

す

る

	成二十八年五月二則第二十条第四項	成三十年五月一用する同条第四則第二十条第十
	平成二十八年五月二日	平成三十年五月一日
第六項	甲成二十八年九月三十	平成三十年十月一日
第七項の表以外の部分	第四項	第十一項

カゝ	ら前項まで	、第五項及び前項
項 第七項の表第五十条の三第四項の 附	: 則第二十条第四項	準用する同条第四項附則第二十条第十二項において
項の表第五十条の三第五項の一付	則第五条第六項	用する同条第六項付則第五条第十二項において準
第七項の表第五十条の六の項(付)	則第五条第五項	用する同条第五項付則第五条第十二項において準
第七項の表第五十一条第二項の項(付	則第五条第六項	用する同条第六項付則第五条第十二項において準
第八項 第	四項	第十一項

を 則 に る 項 \subseteq 課 に 平 れ 第 卸 さ 5 れ 五 売 規 成 三 5 \mathcal{O} れ + 販 定 る +者 売 す \mathcal{O} 者 る が 条 業 と 第 卸 \mathcal{O} 者 売 年 لح 製 等 売 十 渡 兀 販 な 又 造 月 L る _ 売 た 項 は 若 業 لح ば \mathcal{O} 小 L 日 き 者 規 売 < 前 等 に は \mathcal{O} 定 販 は で 製 に 売 消 地 あ $\overset{\sim}{\smile}$ 造 ょ 業 費 方 者 る 場 等 n ŋ 税 場 5 か 製 が 法 が 合 造 あ 行 第 \mathcal{O} 5 に た る 兀 者 移 わ は が 出 ば 場 れ 百 \subseteq 六 合 た 区 卸 し た + \mathcal{O} 売 \mathcal{O} に 紙 製 区 販 ŧ お 巻 五. 域 売 \mathcal{O} 造 11 た 条 と 者 て 内 業 ば 第 と に 者 4 __ ۲ 三 所 等 な L 項 て 級 に 在 と L れ 7 当 規 す L 5 品 る 7 同 該 \mathcal{O} を 定 貯 当 項 す 紙 者 同 蔵 該 巻 が る \bigcirc 日 場 た 紙 規 に 売 所 巻 定 ば 得 渡 所 販 ر [:] た に 税 売 L \subseteq ば 又 ょ 法 \mathcal{O} ک <u>=</u> 級 等 れ り た は 5 た 品 改 \Diamond 同 ば \mathcal{O} 級 を 正 条 所 \subseteq 者 第 品 同 法 持 が 税 日 附 す

業 は 者 小 に 所 売 当 売 に 販 該 り お 売 業 渡 1 売 者 て り L 渡 た 所 で L £ 持 あ \mathcal{O} る た さ 場 と ŧ れ 合 \mathcal{O} 4 る と な ŧ に 4 L \mathcal{O} は な て に 区 さ 限 \mathcal{O} 区 れ た る 0 域 る ば \mathcal{L} 内 紙 巻 税 に を た を 同 所 ば 課 在 日 $\sum_{}$ す す に 三 る 区 る 当 級 \mathcal{O} 該 品 区 域 紙 \mathcal{O} \mathcal{O} 本 場 内 巻 た 数 合 に لح ば に 営 ک L お 業 三 け 所 当 る 級 \bigcirc 品 該 た 所 た ば 在 を す 直 ば $\sum_{}$ 税 接 る 管 税 \mathcal{O} 小 課 理 \mathcal{O} 売 す 税 税 販 率 標 売 る は 準 業 営

14 る 同 表 第 \mathcal{O} 五. 下 \mathcal{O} 項 欄 場 か 合 5 に 掲 に 第 げ お 八 る 項 11 字 て ま で 句 に 次 \mathcal{O} 読 \mathcal{O} 規 4 表 定 替 \mathcal{O} は 上 え る 欄 前 t に 項 \mathcal{O} 掲 \mathcal{O} لح げ 規 す 定 る 規 に る 定 ょ ŋ 中 た 同 ば 表 \mathcal{O} 中 税 欄 を に 課 掲 す げ る る 場 字 合 句 に は 0 1 て そ 準 れ ぞ 用 れ す

千

本

に

0

き

千

 \equiv

百

六

+

円

لح

す

る

第五項	前項	第十三項
	附則第二十条第四項	準用する同条第四項附則第二十条第十四項において
	平成二十八年五月二日	平成三十一年四月三十日
第六項	甲成二十八年九月三十	平成三十一年九月三十日
第七項の表以外の部分	第四項	第十三項
	から前項まで	、第五項及び前項

(入湯税に関する経過措置

第 六 に 0 11 ょ 条 て る は 申 新 告 条 に 例 な 第 お 0 六 従 1 +前 7 \equiv \mathcal{O} 適 例 用 条 に 第 L ょ _ る 項 同 日 \bigcirc 規 前 に 定 行 は わ れ 平 た 成 旧 条 + 例 八 第 年 六 _ + 月 三 _ 条 日 第 以 後 に 項 \mathcal{O} 行 規 わ 定 れ に る ょ 同 る 項 申 \mathcal{O} 告 規 に 定

(説明)

_ 必 番 要 号 + 地 方 が 五. \mathcal{O} 税 あ 利 年 る 用 法 法 た 等 等 律 第 \otimes に \mathcal{O} 関 _ 本 す 百 部 案 る を +を 法 改 六 提 律 正 号) す 出 平 1 る た 成 法 \mathcal{O} L _ 律 ま + 部 平 す 五. 改 年 成 正 $\stackrel{-}{\longrightarrow}$ 法 及 律 び + 第 七 行 政 年 + 手 法 七 続 律 뭉 第 に _ お 号 \mathcal{O} け 施 る 行 特 \mathcal{O} 等 定 施 に \mathcal{O} 行 伴 個 に ょ 人 1 を る 識 規 地 定 別 方 を 税 す 整 る 法 備 た 昭 す \Diamond る \mathcal{O} 和

九 号

港 区 <u>√</u> 教 育 セ ン タ] 条 例 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 条 例

右 \mathcal{O} 議 案 を 提 出 す る

平 成 + 七 年 + 月二 + 六 日

出 者 港 区 長 武 井 雅

昭

提

港 区 $\frac{1}{\sqrt{L}}$ 教 育 セ ン タ 条 例 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 条 例

区 <u>\f</u> 教 育 セ ン タ 1 条 例 $\overline{}$ 昭 和 兀 + 年 港 区 条 例 第 \equiv + 六 号) \mathcal{O} 部 を 次 0) ょ う に 改 正 す る。

第 条 第 号 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 \otimes る。

港

位 置 東 京 都 港 X 白 金 \equiv 丁 目 + 八 番 _ 号

付 則

۲ \mathcal{O} 条 例 は ` 港 区 教 育 委 員 会 規 則 で 定 め る 日 カゝ 5 施 行 す る。

説 明

教 育 セ ン タ] \mathcal{O} 位 置 を 変 更 す る た め、 本 案 を 提 出 1 た L ま す。

議案第100号

 \odot

平成27年度

港区一般会計補正予算 (第4号)

平成27年度港区一般会計補正予算(第4号)

平成27年度港区の一般会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23,602 千円を追加し、歳入歳出予算の 総額を歳入歳出それぞれ115,478,455 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 既定の債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

平成27年11月26日提出

港区長武井雅昭

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

///					<u>(単位:千円)</u>
	款	項	補正前の額	補正額	計
14 都支	び出金	·	5, 984, 834	16, 912	6, 001, 746
	- ·	2 都補助金	3, 104, 387	16, 912	3, 121, 299
18 繰 減	越 金		1, 188, 006	6, 690	1, 194, 696
		1 繰越金	1, 188, 006	6, 690	1, 194, 696
	歳	入合計	115, 454, 853	23, 602	115, 478, 455

歳 出

(単位:千円) 款 項 補正前の額 補正額 計 2 総務費 18, 333, 371 20,561 18, 353, 932 総務管理費 14, 384, 634 20,561 14, 405, 195 4 民生費 43, 715, 580 21, 401 43, 736, 981 児童福祉費 24, 281, 692 21,401 24, 303, 093 8 教育費 13, 407, 791 △ 18,360 13, 389, 431 1 教育総務費 2, 784, 610 △ 23,760 2,760,850 社会体育費 1, 293, 418 5,400 1, 298, 818 歳 出 合 計 115, 454, 853 23,602 115, 478, 455

第	2	表	繰	越	明	許	費
/ 	_	-	1/2/~	A	/ /	нι	~

 \bigcirc

款	項	事業名	金額
6 産業経済費	1 商 工 費	区内共通商品券発行支援	千円 12,500

第 3 表 債務負担行為補正

追 加

	 :	
事項	期間	限度額
災害時避難行動要支援者支援 (シス テム構築)	平成 27 年度~平成 28 年度	千円 10,512
待機児童解消施設賃借(愛宕)	平成 28 年度~平成 29 年度	千円 16,262
体験学習センター展示実施設計	平成 27 年度~平成 28 年度	千円 23,760
愛宕弓道場施設賃借 •	平成 28 年度	千円 27,000

号

工 事 請 負 契 約 \mathcal{O} 承 認 に 9 1 7

右 \mathcal{O} 議 案 を 提 出 す る

平 成 + 七 年 + 月 二 + 六 日

提 出 者 港 区 長

雅

昭

武 井

事 請 負 契 約 \mathcal{O} 承 認 に 9 11 7

工

記 \mathcal{O} 工 事 請 負 契 約 \mathcal{O} 承 認 を 求 \otimes る。

左

記

赤 坂

規 模 昇 降 機 六 基 \mathcal{O} 取

替

え

随 意 契 約

額 _ 億 \equiv 百

几

万

円

契 約 承 認 \mathcal{O} 日

結 日 期 契 約 締 結 \mathcal{O} 日 \mathcal{O} 꽢 日

手 方 東

七

契

約

 \mathcal{O}

相

六

工

五.

契

約

締

兀

契

約

金

三

契

約

 \mathcal{O}

方

法

工

事

 \mathcal{O}

工

事

 \mathcal{O}

名

称

港

区

地

区

総

合

支

所

等

昇

降

機

設 備

取

替

え

工

事

京 都 千 代 田 区 神 田 淡 路 町 丁 目 百 番 地

カュ

5 平

成二

+

九 年

三

月二

+

兀

日 ま

で

株式会社日立ビルシステム

取

締

役

社

長

佐々

木

英

説明)

港 X 議 会 \mathcal{O} 議 決 に 付 す べ き 契 約 及 $\mathcal{C}_{\mathcal{K}}$ 財 産 \mathcal{O} 取 得 又 は 処 分 に 関 す る 条 例 昭 和 三 + 九 年 港 X 条

例 第 八 号) 第二一 条 \bigcirc 規 定 に 基 づ き、 本 案 を 提 出 11 た L ま す。

号

工 事 請 負 契 約 \mathcal{O} 承 認 に 0 1 7

右 \mathcal{O} 議 案 を 提 出 す る

平 成 + 七 年 + 月 + 六 日

提 出 者 港 区 長

武 井 雅

昭

工 事 請 負 契 約 \mathcal{O} 承 認 に 9 11 7

記 \mathcal{O} 工 事 請 負 契 約 \mathcal{O} 承 認 を 求 \otimes る。

左

記

 \mathcal{O} 名 称 浜 路 橋 改 良 工 事 耐 震

補

強

橋 脚 鉄 筋 コ ン ク IJ] \vdash 巻 <u>\f\</u> て 工 _

基

制 限 を 付 し た 般 競 争 入 札 に ょ る 契 約

結 日 契 約 承 認 \mathcal{O} 日

工 期 契 約 締 結 \mathcal{O} 日 \mathcal{O} 꽢 日 か 5 平 成 + 九 年 月二 + 八 日 ま

で

方 東 京 都 港 区 西 新 橋 \equiv 丁 目 + \equiv 番 五. 号

七

契

約

 \mathcal{O}

相

手

六

五.

契

約

締

兀

契

約

金

額

 \equiv

億

六

千

九

百

八

+

七

万

八

千

兀

百

円

三

契

約

 \mathcal{O}

方

法

工

事

 \mathcal{O}

規

模

工

事

岩 田 地 崎 建 設 株 式 会 社 東 京 支 店

取

締

役

常

務

執

行

役

員

支

店

長

岩

田

德

夫

説

明)

港 X 議 会 0 議 決 に 付 す べ き 契 約 及 び 財 産 \mathcal{O} 取 得 又 は 処 分 に 関 する 条 例 昭昭 和 三 + 九 年 港 X 条

例 第 八 号) 第二 条 0) 規 定 に 基 づ き、 本 案 を 提 出 71 た L ま す。

案 第 百 三 号

指 定 管 理 者 \mathcal{O} 指 定 に 0 1 7

右 \mathcal{O} 議 案 を 提 出 す る

平 成 + 七 年 + 月 + 六 日

提 出 者 港 区 長 武

井 雅

昭

定 管 理 者 \mathcal{O} 指 定 に 0 1 て

指

記 \mathcal{O} と お り 公 \mathcal{O} 施 設 \mathcal{O} 管 理 を 行 わ せ る 者 を 指 定 す る。

左

記

公 \mathcal{O} 施 設 \mathcal{O} 名 称

港 区 <u>√</u> 桜 田 公 袁 自 転 車 駐 車 場

港 区 <u></u> 広 尾 駅 自 転 車 駐 車 場

港 区 <u>\f\</u> 麻 布 + 番 駅 自 転 車 等 駐 車 場

指 定 管 理 者 \mathcal{O} 名 称 及 び 主 た る 事 務 所 \mathcal{O} 所 在 地

Ν \mathbf{C} D グ ル] プ

東 京 都 品 Ш 区 西 五. 反 田 兀 丁 目 \equiv + <u>-</u> 番 _ 号 日 本 コ ン ピ ユ 1 タ ダ 1 ナ ? ク ス 株 式 会

社 内

三 指 定 0) 期

間

平 成 二 + 八 年 匹 月 一 日 か 5 平 成三十一 年三月三 十 一 日 ま で

説 明)

桜 田 公 遠 自 転 車 駐 車 場 等 \mathcal{O} 指 定 管 理 者 を 指 定 す る 必 要 が あ る た め、 地 方 自 治 法 昭 和二十二

年 法 律 第六 + 七 号) 第二 百 几 十四四 条 の二第 六 項 \mathcal{O} 規 定 に . 基 づ き、 本案を 提 出 7 たし ま す。

案 第 百 兀 号

港 区 土 地 開 発 公 社 \mathcal{O} 解 散 に 0 1 て

右 \mathcal{O} 議 案 を 提 出 す る

平 成 + 七 年 + 月 二 + 六 日

出 者 港 区 長 武 井 雅

提

港 区 土 地 開 発 公 社 \mathcal{O} 解 散 に 9 11 て

公 有 地 \mathcal{O} 拡 大 \mathcal{O} 推 進 に 関 す る 法 律 昭 和 兀 + 七 年 法 律 第 六 + 六 号 第二 + = 条 第 __ 項 0) 規 定

に 基 づ き、 港 区 土 地 開 発 公 社 を 解 散 す る。

説 明

港 区 土 地 開 発 公 社 を 解 散 す る た め、 公 有 地 0) 拡 大 0) 推 進 に 関 す る 法 律 第 + = 条 第 __ 項 \mathcal{O} 規

定 に 基 づ き、 本 案 を 提 出 11 た し ま す。

昭

議

案 第 百 五. 号

特 別 区 道 路 線 \mathcal{O} 認 定 に 0 **\ て

右 \mathcal{O} 議 案 を 提 出 す る

平 成 + 七 年 + 月 + 六 日

出 者 港 区 長 武 井 雅 昭

提

特 別 区 道 路 線 \mathcal{O} 認 定 に 0 1 て

特 別 区 道 \mathcal{O} 路 線 を 次 \mathcal{O} ょ う に 認 定 す る。

記

路 第 線 七 番 五. 号 号 港港 区区 海海 岸岸 丁丁 目 目 終起 三八 十番 九一 点点 番

備

考

別 紙 図 面 \mathcal{O} と お

り

説 明

道 路 法 昭 和 + 七 年 法 律 第 百 八 + 号) 第 八 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ き、 本 案 を 提 出 V) た L ま

す。

特別区道路線認定略図

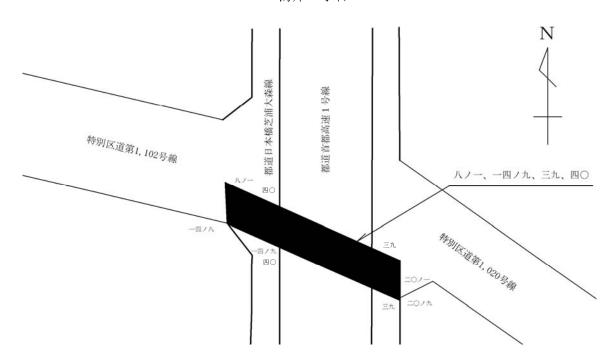
港区海岸一丁目地内

<u>案内図</u>

凡 例_

4 街区番号 ハノー 地 番 道 特別区道 私 道 認定路線

詳細図 海岸一丁目



路線番号	起 点 終 点
第 1, 175 号	港区海岸一丁目8番1 港区海岸一丁目39番